

(2) 提案事項

提案第 3 2 号

交通関係事業について

合併協定項目 2 3 - 6 号「交通関係事業」について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針 (案) 】

交通関係事業について

- 1 . 1 市 4 町で実施している巡回バス・乗合タクシー運行事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 2 . 川内市で実施している均一運賃バス運行事業については、新市に移行後、新たな制度等を検討する。
- 3 . 甑島で実施している自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、下甑村自動車運送事業及び上甑島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 6号 資料

交通関係事業について

1. 協議項目の要旨・留意点

交通関係事業について検討する。
関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

巡回バス等の交通関係対策については、地域全体の均衡を考慮し、新市全体の住民の利便性の向上が図れるよう、新たな交通体系を総合的かつ計画的に推進するものとして提案する。

3. 協定（協議）先進事例

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

交通対策事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。放置自動車対策等については、合併後速やかに統一を図る。

岐阜県山県市（平成15年4月1日 新設合併）

高富町及び美山町の自主運行バス（道路運送法第21条に基づくもの）については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。

- （1）新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行する。
- （2）料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とする。
- （3）回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。

三重県員弁地区町合併協議会（平成15年12月1日目標 新設合併）

交通関係事業については、市民生活の利便性、移動手段の確保の観点から、新市の交通体系の整備を図るものとする。また、放置自動車及び自転車対策等については、合併後速やかに統一を図るものとする。

岐阜県飛騨4町村合併協議会（平成16年2月1日目標 新設合併）

事業の実施については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、運営方法等については、新市において調整する。

4 . 今後の協議スケジュール

平成15年11月13日 各市町村協議回答
平成15年11月20日 (幹事会一次協議)
平成15年12月18日 (幹事会二次協議)
平成15年12月24日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-6 交通関係事業		[巡回バス・乗合タクシー - 運行事業]		産業経済部会 商工業・運輸分科会	
調整方針(案)	1市4町で実施している巡回バス・乗合タクシー運行事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。					
種類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	その他村
(1) 事業名	「くるくるバス」運行事業	町内循環バス運行事業(ゆうゆうバス)	入来町乗合タクシー	東郷町内循環バス運行委託事業(ゆったりバス)	祁答院バス導入対策事業	該当なし
(2) 目的	高齢者の社会参加促進、総合運動公園へのアクセス改善、商業振興、観光振興等を目的。	樋脇町内のバス路線としては、年々減少傾向にあり、また未路線地域もある。このため、高齢者や児童生徒の交通弱者に対する、住民福祉サービスの向上を図るために、また、遠距離通学者の安全確保及び観光客への基盤整備として、町主体による、バスの運行を計画したものである。	町内におけるバス廃止路線及び町長がこれと同等と認めた地区における高齢者等の交通手段の確保のため、祁答院町地域一部乗り入れ部分については、祁答院町から負担金の納付あり。	バスの路線が廃止になった地区があり、その地区の交通弱者の救済のためのバス事業者への委託事業。	町内における交通手段を確保し、もって地域の福祉向上を図る。	
(3) 運行開始日	平成12年8月1日運行開始。	平成13年9月1日運行開始。	平成7年4月1日運行開始。	平成14年4月1日運行開始。	平成9年2月1日運行開始。	
(4) 事業主体	林田バス株式会社、南国交通株式会社(企画設定は川内市)	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
(5) 委託事業者	林田バス株式会社(東回り) 南国交通株式会社(西回り)	林田バス株式会社	入来タクシー	林田バス株式会社	南国交通株式会社	
(6) 運行契約方法	委託契約	委託契約	契約(運行事業に関する契約)	委託契約	委託契約	課題・問題点
(7) 路線・系統	・運転系統 東・西回り各1ルート ・営業路線 19.8km	・運転系統 2本 ・営業路線 19.09km	・運転系統 2本 ・営業路線 20.6km。(柴垣湯前～長野 8.8Km、柴垣湯前～いむた温泉 11.8Km)	・運転系統 3本 ・営業路線 57.0km	・運転系統 3本 ・営業路線 52km	・巡回バス ・各自治体で運行体系が違ふ。 ・住民生活の利便性の向上のため継続する必要がある。
(8) 運行本数	・平日便数 東・西回り各11便 合計22便 (8の字コースを1周1時間以内で回る循環路線) ・日曜祝日便数 平日と同一	・平日便数 22便 ・日曜祝日便数 連休	・平日便数 1日4便(柴垣湯前～長野) 1日6便(柴垣湯前～いむた温泉) ・日曜祝日便数 1日4便(柴垣湯前～長野) 1日6便(柴垣湯前～いむた温泉) 時期によって異なる	・平日便数 12便 ・日曜祝日便数 連休	・平日便数 3便 ・日曜祝日便数 連休 (バス一台による巡回コース・曜日により3コース)	・合併後は、広域運行を検討する必要がある。 ・バス会社との調整が必要。 ・合併前に概ねの方向性を調整し、新市に移行後事務手続きを進める。 ・路線の見直しが必要。 ・料金の統一性について調整が必要。
(9) 停留所数	停留所数 延37箇所。	停留所数 延64箇所。	停留所数 延30箇所。	停留所数 延104箇所。	停留所数 延 86箇所。	
(10) 走行距離	1日走行距離 約436キロ	1日走行距離 約399キロ	1日走行距離 約106キロ	1日走行距離 約233.1キロ	1日走行距離 約 200キロ	
(11) 運賃	・運賃100円(子供(小学生以下)等半額)。	運賃を一律100円(子供(小学生以下)及び身体障害者50円)	4才以上小学生以下 70円～180円 大人130円～360円	1回100円 子供(小学生以下)無料 (平成15年度から、65歳以上と障害者は無料)	・大人100円 子供(小学生以下)50円 ・60歳以上の方・身体障害者(手帳を有する者)・生活保護世帯・母子世帯・寡婦世帯の方は役場福祉係で発行される無料乗車証	・入来町乗合タクシー ・住民生活の利便性の向上のため継続する必要がある。 ・路線の見直しが必要。 ・バス会社との調整が必要。
(12) 利用者数	・年間利用者数(平成13年度)92,496人 ・1日1台平均利用者数(平成13年度)12.7人	・年間利用者数(平成13年度) 11,204人 ・1日1台平均利用者数(平成13年度) 32.7人	・年間利用者数 8,064人 ・1日1台平均利用者数 3人	・年間利用者数(平成14年度) 9,600人 ・1日1台平均利用者数(平成14年度)2.6人	・年間利用者数(平成13年度) 9,608人 ・1日1台平均利用者数(平成13年度) 40人	
(13) 車両	専用車両 中型バス(約60人乗) 各1台、計2台	中型バス(39人乗) 2台	タクシー(10人乗) 2台	大型バス(52人乗) 2台。	小型バス(29人乗) 1台。	
(14) 経費	・13年度委託料15,958,950円(2社) ・林田バス8,190,000円 ・南国交通7,768,950円 (うち県補助:0円、うち一般単独費:15,958,950円)	・13年度委託料 5,818,050 円(1社) (うち県補助: 0円、うち一般単独費:5,818,050円)	・13年度補助金 7,200,000円(1社) 月額600,000円。 (うち一般単独費: 5,739,000円) (うち県補助金 1,285,000円) (うちその他財源176,000円) 祁答院町よ	・14年度委託料6,941,917円(1社) (うち県補助:0円、うち一般単独費:6,941,917円)	・13年度委託料 7,345,750 円(1社) (うち県補助:0円、うち一般単独費:7,345,750円)	
(15) 公有財産					小型バス(町所有) 1台 購入価格 7,000,000円	
(16) 根拠法令			・入来町乗合タクシー導入対策事業要綱 ・鹿児島県地方バス路線維持費補助金交付要綱 ・地方公共交通特別対策費補助制度		祁答院バス導入対策事業条例	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-6 交通関係事業	[均一運賃バス運行事業]	産業経済部会 商工業・運輸分科会
調整方針(案)	川内市で実施している均一運賃バス運行事業については、新市に移行後、新たな制度等を検討する。		
種類	川内市	その他町村	課題・問題点
(1) 事業名	均一運賃バス運行事業	該当なし	・均一運賃バス運行事業 川内市が、くるくるバスとの不均衡を解消するために実施。 民間の路線バス会社に運賃差額の補助を交付している事業である。川内市以外の市町村は、同事業を行っていない。新市になった場合、全域にこの事業を適用すれば経費も莫大な額(川内市実績 6千万)になる事や、民間バスが運行していない区域もあるため、検討が必要である。
(2) 目的	高齢者の経済的負担の軽減、地域住民に必要なバス路線の維持、利便性の向上等を図ることを目的。		
(3) 運行開始日	平成14年4月24日事業開始。		
(4) 事業主体	林田バス株式会社、南国交通株式会社		
(5) 委託事業者	林田バス株式会社、南国交通株式会社		
(6) 運行契約方法	補助金(運賃差額補助)		
(7) 路線・系統	・運転系統 林田バス 31系統 南国交通 27系統 合計 58系統(事業開始日現在) ・営業路線 930.4km (バス会社別営業キロ)		
(8) 運行本数	・平日便数 林田バス 171便 南国交通 77便 合計 248便 ・日曜祝日便数 林田バス 112便 南国交通 46便 合計 158便		
(9) 停留所数	停留所数 延240箇所。		
(10) 走行距離	1日走行距離 約3,285キロ		
(11) 運賃	川内市内相互間の乗降客を対象に、認可運賃200円以下の区間を100円に、同200円を超える区間を200円(子供(小学生以下)、障害者手帳保持者等半額)。		
(12) 利用者数	・年間利用者数(平成13年度) -人 (14年度 546,510人) ・1日1台平均利用者数(平成13年度) -人 (14年度 7.3人)		
(13) 車両	中型・大型バス。		
(14) 経費	・13年度委託料 -円(2社) ・林田バス -円 ・南国交通 -円 (うち県補助: -円、うち一般単独費: -円) ・14年度補助金 59,805,029円(全額一般単独費) ・林田バス 31,088,973円		
(15) 根拠法令	・川内市補助金等交付規則 ・川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-6 交通関係事業		[送迎事業]	産業経済部会 商工業・運輸分科会
調整方針(案)	鹿島村送迎事業については、運営方法等について下飯村自動車運送事業及び上飯島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。			
種類	鹿島村	その他市町村	課題・問題点	
(1) 事業名	送迎事業	該当なし	新市の交通体系で調整する必要がある。	
(2) 目的	飯島商船フェリーニューこしきの就航に伴い、最終便が鹿島港に寄港しないことから長浜港・鹿島間の送迎を行う。			
(3) 運行開始日	平成14年10月1日運行開始。			
(4) 事業主体	鹿島村 総務課			
(5) 委託事業者	なし			
(6) 運行契約方法	役場総務課対応			
(7) 路線・系統	・運転系統1本 ・路線15km			
(8) 運行本数	・平日便数 19:10分の寄港に併せて毎日運行。ただし、欠航の場合は、運休。 ・日曜祝日便数 19:10分の寄港に併せて毎日運行。ただし、欠航の場合は、運休。			
(9) 停留所数	停留所数 延2箇所。			
(10) 走行距離	1日走行距離 約30キロ			
(11) 運賃	無料			
(12) 利用者数	・年間利用者数(平成14年度) 517人 ・1日1台平均利用者数(平成14年度) 3.6人			
(13) 車両	マイクロバス(10人乗) 1台、軽自動車 1台			
(14) 経費	・14年度 720,000円 (うち一般単独費: 720,000円) 毎月6万円で個人と契約			
(15) 根拠法令				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 6 交通関係事業	[下甌村自動車運送事業]	専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会
------	---------------	--------------	-----------	------------------

調整方針(案) 下甌村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上甌島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

1. 収益費用明細書

収益費用明細書 (単位:円)

項目		下甌村
営業収益	14年度決算	32,601,648
	13年度決算	34,376,979
営業外収益	14年度決算	34,510,917
	13年度決算	34,371,413
収益合計	14年度決算	67,112,565
	13年度決算	68,748,392
営業費用	14年度決算	66,597,633
	13年度決算	66,941,048
営業外費用	14年度決算	915,172
	13年度決算	226,954
予備費	14年度決算	0
	13年度決算	0
小計	14年度決算	67,512,805
	13年度決算	67,168,002

3. 企業債(平成14年度)

企業債 (単位:円)

種類	発行年月日	発行総額	償還額		未償還残高	終期
			当年度償還高	償還高累計		
簡保資金	H10.5.28	2,000,000	515,023	2,000,000	0	H15.3.31
公庫資金	H13.3.22	2,200,000	536,115	536,115	2,200,000	H18.3.20
公庫資金	H14.3.22	2,000,000	0	0	2,000,000	H19.3.20
計		6,200,000	1,051,138	2,536,115	4,200,000	

2. 資本的収入及び支出

資本的収入及び支出 (単位:円)

項目		下甌村
企業債	14年度決算	0
	13年度決算	2,000,000
他会計補助金 村	14年度決算	642,569
	13年度決算	7,371,517
他会計補助金 県	14年度決算	146,000
	13年度決算	140,000
収益合計	14年度決算	788,569
	13年度決算	9,511,517
建設改良費	14年度決算	263,000
	13年度決算	8,175,850
企業債償還金	14年度決算	1,051,138
	13年度決算	2,671,334
費用合計	14年度決算	1,314,138
	13年度決算	10,847,184

4. 一時借入金(平成14年度)

一時借入金 (単位:円)

種類	発行年月日	発行総額	償還額		未償還残高	終期
			当年度償還高	償還高累計		
財政調整基金	H13.4.1	24,000,000	24,000,000	24,000,000	0	H14.6.14
財政調整基金	H13.9.27	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	H15.3.31
財政調整基金	H14.12.6	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	H15.3.31
財政調整基金	H15.1.17	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	H15.3.31
財政調整基金	H15.2.19	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	H15.3.31
財政調整基金	H15.3.18	4,000,000	4,000,000	4,000,000	0	H15.3.31
財政調整基金	H15.3.31	23,000,000	0	0	23,000,000	H15.6.30
計		70,000,000	47,000,000	47,000,000	23,000,000	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 6 交通関係事業	〔下甌村自動車運送事業〕	専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会
------	---------------	--------------	-----------	------------------

調整方針(案) 下甌村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上甌島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

5. 財産について	自動車運送事業貸借対照表(平成14年度末現在)		6. 職員の状況について							
	(単位:千円)	(単位:千円)								
固定資産	資産の部		負債の部							
	有形固定資産	土地	2,993	固定負債	退職給与引当金	0				
		建物	36,001		修繕引当金	0				
		構築物	1,492		計	0				
		機械装置	1,659	流動負債	未払金	1,095				
		配水管	0		前受金	0				
		量水器	0		預り金	0				
		車両運搬具	25,963		その他	23,779				
		工具器具備品	1,048		計	24,874				
		建設仮勘定	0		合計	24,874				
		計	69,156	資本の部						
	無形固定資産	電話加入件	84	資本金	自己資本金	15,283				
		施設利用権	0		借入資本金	企業債	3,664			
		その他	0			他会計借入金	0			
	計	84	合計	18,947						
流動資産	現金預金	2,030	剰余金	資本剰余金	57,008					
	未収金	3,425		利益剰余金	26,134					
	貯蔵品	0		合計	30,874					
	その他(保有有価証券)	0	合計	49,821						
	繰延勘定	0	負債・資本合計		74,695					
	合計	5,455	資産合計		74,695					
資産合計		74,695								
			職員の状況について							
			平成14年3月31日							
			平成13年3月31日							
			年間増額							
			吏員	従業員	計	吏員	従業員	計	吏員	従業員
			併1	0	1	併1	0	1	0	0
			1	0	1	1	0	1	0	0
			0	0	0	0	0	0	0	0
			1	0	1	0	0	0	1	0
			0	0	0	1	0	1	1	0
			0	6	6	0	6	6	0	0
			3	6	9	3	6	9	0	0

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-6 交通関係事業	[下飯村自動車運送事業]	専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会
------	-------------	--------------	-----------	------------------

調整方針(案) 下飯村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上飯島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

7. バス利用状況

平成14年度月別利用状況 (単位:円・人)

収入	乗合収入			貸切収入	定観収入	合計収入	利用人員
	月別	定期券	定期券外				
4	34,650	1,030,280	1,064,930	183,000		1,247,930	2,547
5	34,650	1,108,060	1,142,710	447,000		1,589,710	2,838
6	34,650	854,500	889,150	461,000		1,350,150	2,874
7	34,650	999,590	1,034,240	235,000	30,600	1,299,840	2,791
8	76,950	1,310,290	1,387,240	126,000	145,800	1,659,040	3,356
9	47,610	949,060	996,670	67,000		1,063,670	2,304
10	0	772,590	772,590	375,000		1,147,590	2,446
11	0	736,800	736,800	745,000		1,481,800	2,444
12	0	598,530	598,530	112,000		710,530	1,509
1	0	746,310	746,310	257,000		1,003,310	2,088
2	0	544,190	544,190	243,000		787,190	1,592
3	0	658,000	658,000	43,000		701,000	1,656
合計	263,160	10,308,200	10,571,360	3,294,000	176,400	14,041,760	28,445
平均	21,930	859,017	880,947	274,500	88,200	1,170,147	2,370

過去3年間利用状況 (単位:円・人)

年度	定期券	定期券外	計	貸切収入	定観収入	合計収入	利用人員
12	374,400	12,510,510	12,884,910	2,705,000	62,100	15,652,010	32,498
13	415,800	12,235,130	12,650,930	3,092,000	182,700	15,925,630	32,897
14	263,160	10,308,200	10,571,360	3,294,000	176,400	14,041,760	28,445
合計	1,053,360	35,053,840	36,107,200	9,091,000	421,200	45,619,400	93,840
平均	351,120	11,684,613	12,035,733	3,030,333	140,400	15,206,467	31,280

路線別利用人員 (単位:人)

区 間	利用人員			区 間	利用人員
	平成12年度	平成13年度	平成14年度		
1 片野浦浜田～瀬尾～長浜港	2,698	2,777	1,477	手打港～瀬尾～芦浜	1396
2 長浜港～青瀬～手打港	7,862	8,611	4,562	長浜港～青瀬～手打港	1460
3 手打港～本町～片野浦浜田	3,887	3,590	1,979	手打港～本町～片野浦浜田	2199
4 手打港～西部線～瀬々野浦	1,225	1,270	676	手打港～西部線～瀬々野浦	38
5 長浜港～内川内～瀬々野浦	3,950	3,293	1,844	長浜港～内川内～瀬々野浦	1059
6 手打港～本町～瀬々野浦	6,115	5,500	2,436	手打港～長浜～瀬々野浦	3596
7 手打港～内川内～瀬々野浦	2,234	2,538	1,666		
8 長浜港～敬老園～芦浜	1,413	1,243	235		
9 貸切		3,078	3,970		
10 定期観光		36	105		

8. 路線・運転系統

路線・運転系統

平成14年9月まで		
区 間	キロ	系統(回)
1 片野浦浜田～瀬尾～長浜港	15.5	1,0
2 長浜港～青瀬～手打港	16.9	2,0
3 手打港～本町～片野浦浜田	9.8	3,0
4 手打港～西部線～瀬々野浦	16.5	0,5
5 長浜港～内川内～瀬々野浦	18.1	2,0
6 手打港～本町～瀬々野浦	34.8	2,0
7 手打港～内川内～瀬々野浦	35.0	0,5
8 長浜港～敬老園～芦浜	2.8	2,0
9 定期観光	64.5	0,5
合計	213.9	13.5

貸切

貸切		156
----	--	-----

路線・運転系統

H14年10月から		
区 間	キロ	系統(平日)
1 手打港～長浜～芦浜	20.5	1,0
2 長浜港～青瀬～手打港	16.9	1,0
3 手打港～本町～片野浦浜田	9.8	5,0
4 手打港～西部線～瀬々野浦	16.5	1,0
5 長浜港～内川内～瀬々野浦	18.1	1,0
6 手打港～長浜～瀬々野浦	35.0	3,0
7 合計	116.8	11,0

区 分	単位	平成14年度	平成13年度	比較
営業キロ数(キロ)	乗合	63.4	63.4	0
	貸切			0
年間走行キロ(キロ)	乗合	156,117	157,570	1,453
	貸切	4,200	5,606	1,406
年間輸送人員(人)	乗合	24,623	28,822	4,199
	貸切	3,720	4,075	355
1日平均輸送人員(人)	乗合	67	79	12
	貸切	10	11	1
1日平均走行キロ(キロ)	乗合	427.7	431.7	4
	貸切	11.5	15.3	4
1日平均旅客収入(円)	乗合	28,963	34,660	5,697
	貸切	9,025	8,471	554
在籍車両(両)	乗合	6	6	0
	貸切	1	1	0
年間延在籍車両数(両)	乗合	2190	2190	0
	貸切	365	365	0
延車齢数(年)	乗合	38	32	6
	貸切	8	7	1
乗車定員総数(人)	乗合	182	182	0
	貸切	28	28	0

(運休)

協定項目	23 - 6 交通関係事業	[下飯村自動車運送事業]	産業経済部会 商工業・運輸分科会
------	---------------	--------------	------------------

調整方針(案) 下飯村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上飯島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

9. 料金等	<p>片野浦(瀬尾経由)長浜港間</p> <p>区間設定バス停内のバス停間は、150円 小学生以下の小児運賃は、大人の半額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>長浜港 長浜橋 診療所前 分駐所前</td> <td>150</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理場前</td> <td>150</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海星中 学校前</td> <td>150</td> <td>150</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>青瀬郵便 局前 瀬尾入口</td> <td>150</td> <td>160</td> <td>230</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西部線 入口</td> <td>230</td> <td>340</td> <td>390</td> <td>450</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道三 叉路</td> <td>150</td> <td>300</td> <td>410</td> <td>450</td> <td>470</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一里橋 片野浦岡 福祉館前 前の田橋 浜田</td> <td>150</td> <td>170</td> <td>400</td> <td>460</td> <td>500</td> <td>500</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										長浜港 長浜橋 診療所前 分駐所前	150										処理場前	150									海星中 学校前	150	150								青瀬郵便 局前 瀬尾入口	150	160	230							西部線 入口	230	340	390	450						県道三 叉路	150	300	410	450	470					一里橋 片野浦岡 福祉館前 前の田橋 浜田	150	170	400	460	500	500																																																				
	長浜港 長浜橋 診療所前 分駐所前	150																																																																																																																																
	処理場前	150																																																																																																																																
	海星中 学校前	150	150																																																																																																																															
	青瀬郵便 局前 瀬尾入口	150	160	230																																																																																																																														
	西部線 入口	230	340	390	450																																																																																																																													
	県道三 叉路	150	300	410	450	470																																																																																																																												
	一里橋 片野浦岡 福祉館前 前の田橋 浜田	150	170	400	460	500	500																																																																																																																											
	<p>手打(本町経由)片野浦浜田間</p> <p>区間設定バス停内のバス停間は、150円 小学生以下の小児運賃は、大人の半額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>浜田 前の田橋 福祉館前 片野浦岡 一里橋</td> <td>150</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道三 叉路</td> <td>150</td> <td>230</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>城之峰</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>340</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>340</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>240</td> <td>400</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										浜田 前の田橋 福祉館前 片野浦岡 一里橋	150										県道三 叉路	150	230									城之峰	150	180	340								向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前	150	180	340								平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	400																																																																							
	浜田 前の田橋 福祉館前 片野浦岡 一里橋	150																																																																																																																																
県道三 叉路	150	230																																																																																																																																
城之峰	150	180	340																																																																																																																															
向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前	150	180	340																																																																																																																															
平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	400																																																																																																																														
<p>手打(西部線経由)瀬々野浦間</p> <p>区間設定バス停内のバス停間は、150円 小学生以下の小児運賃は、大人の半額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>瀬々野浦 開田</td> <td>440</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西部線 入口</td> <td>150</td> <td>450</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道三 叉路</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>580</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>城之峰</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>250</td> <td>620</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>250</td> <td>620</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>240</td> <td>310</td> <td>630</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										瀬々野浦 開田	440										西部線 入口	150	450									県道三 叉路	150	200	580								城之峰	150	180	250	620							向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前	150	180	250	620							平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	310	630																																																												
瀬々野浦 開田	440																																																																																																																																	
西部線 入口	150	450																																																																																																																																
県道三 叉路	150	200	580																																																																																																																															
城之峰	150	180	250	620																																																																																																																														
向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前	150	180	250	620																																																																																																																														
平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	310	630																																																																																																																													
<table border="1"> <tr> <td>長浜港 長浜橋 診療所前 分駐所前</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>190</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>处理場前</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>240</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海星中 学校前</td> <td>150</td> <td>160</td> <td>230</td> <td>250</td> <td>310</td> <td>350</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>青瀬郵便 局前 瀬尾入口 瀬尾</td> <td>150</td> <td>160</td> <td>230</td> <td>250</td> <td>310</td> <td>350</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西部線 入口</td> <td>230</td> <td>340</td> <td>390</td> <td>450</td> <td>450</td> <td>490</td> <td>520</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道三 叉路</td> <td>150</td> <td>300</td> <td>410</td> <td>450</td> <td>470</td> <td>490</td> <td>550</td> <td>580</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>城之峰</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>430</td> <td>490</td> <td>530</td> <td>590</td> <td>620</td> <td>630</td> <td>670</td> <td></td> </tr> <tr> <td>向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>250</td> <td>450</td> <td>530</td> <td>580</td> <td>620</td> <td>620</td> <td>670</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>240</td> <td>310</td> <td>480</td> <td>580</td> <td>620</td> <td>650</td> <td>670</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>240</td> <td>310</td> <td>480</td> <td>580</td> <td>620</td> <td>650</td> <td>670</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>240</td> <td>310</td> <td>480</td> <td>580</td> <td>620</td> <td>650</td> <td>670</td> <td>720</td> </tr> </table>										長浜港 長浜橋 診療所前 分駐所前	150	150	180	190							处理場前	150	150	150	200	240						海星中 学校前	150	160	230	250	310	350					青瀬郵便 局前 瀬尾入口 瀬尾	150	160	230	250	310	350					西部線 入口	230	340	390	450	450	490	520				県道三 叉路	150	300	410	450	470	490	550	580			城之峰	150	200	430	490	530	590	620	630	670		向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前	150	180	250	450	530	580	620	620	670	700	平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	310	480	580	620	650	670	720	平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	310	480	580	620	650	670	720	平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	310	480	580	620	650	670	720
長浜港 長浜橋 診療所前 分駐所前	150	150	180	190																																																																																																																														
处理場前	150	150	150	200	240																																																																																																																													
海星中 学校前	150	160	230	250	310	350																																																																																																																												
青瀬郵便 局前 瀬尾入口 瀬尾	150	160	230	250	310	350																																																																																																																												
西部線 入口	230	340	390	450	450	490	520																																																																																																																											
県道三 叉路	150	300	410	450	470	490	550	580																																																																																																																										
城之峰	150	200	430	490	530	590	620	630	670																																																																																																																									
向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前	150	180	250	450	530	580	620	620	670	700																																																																																																																								
平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	310	480	580	620	650	670	720																																																																																																																								
平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	310	480	580	620	650	670	720																																																																																																																								
平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	310	480	580	620	650	670	720																																																																																																																								
<p>一般貸切旅客自動車の運賃</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運賃料金の種類</th> <th>算出単位</th> <th>中型車</th> <th>小型車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基準運賃</td> <td>料制運賃</td> <td>100軒までの1軒につき</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>101軒から300軒まで1軒につき</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td></td> <td>301軒以上の1軒につき</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>時間運賃</td> <td>1時間につき</td> <td>8,800</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基準料金</td> <td>運送料金</td> <td>1時間につき</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>1時間につき</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>1泊につき</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>航送料金</td> <td>1時間につき</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">回送料金</td> <td>20軒を超える回送</td> <td>100軒までの1軒につき</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>1軒につき</td> <td>101軒以上の1軒につき</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特殊車両割増料金</td> <td colspan="2">運賃の5割以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消費税連入に伴う運賃料金の加算</td> <td colspan="2">運賃・料金の総額の5%</td> </tr> </tbody> </table>										運賃料金の種類	算出単位	中型車	小型車	基準運賃	料制運賃	100軒までの1軒につき	480円		101軒から300軒まで1軒につき	360		301軒以上の1軒につき	300	時間運賃	1時間につき	8,800	7,500	基準料金	運送料金	1時間につき	2,700	料金	1時間につき	5,000	料金	1泊につき	24,000	航送料金	1時間につき	5,000	回送料金	20軒を超える回送	100軒までの1軒につき	310	1軒につき	101軒以上の1軒につき	240	特殊車両割増料金		運賃の5割以内		消費税連入に伴う運賃料金の加算		運賃・料金の総額の5%																																																																												
運賃料金の種類	算出単位	中型車	小型車																																																																																																																															
基準運賃	料制運賃	100軒までの1軒につき	480円																																																																																																																															
		101軒から300軒まで1軒につき	360																																																																																																																															
		301軒以上の1軒につき	300																																																																																																																															
時間運賃	1時間につき	8,800	7,500																																																																																																																															
基準料金	運送料金	1時間につき	2,700																																																																																																																															
	料金	1時間につき	5,000																																																																																																																															
	料金	1泊につき	24,000																																																																																																																															
	航送料金	1時間につき	5,000																																																																																																																															
回送料金	20軒を超える回送	100軒までの1軒につき	310																																																																																																																															
	1軒につき	101軒以上の1軒につき	240																																																																																																																															
特殊車両割増料金		運賃の5割以内																																																																																																																																
消費税連入に伴う運賃料金の加算		運賃・料金の総額の5%																																																																																																																																
<p>手打(瀬尾経由)芦浜間</p> <p>区間設定バス停内のバス停間は、150円 小学生以下の小児運賃は、大人の半額とする。</p>																																																																																																																																		

提案第 33 号

商工・観光関係事業について

合併協定項目 23 - 16 号「商工・観光関係事業」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針 (案) 】

商工・観光関係事業について

1. 商工業振興事業については、新市に移行後も継続して実施する。各商工団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
2. ふるさと大使に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐこととし、新市において調整する。
3. 企業誘致助成措置に関することについては、合併時に、新たに制度等を制定する。
4. 観光イベント事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
5. 観光施設の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
6. 観光船の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
7. 観光協会の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
8. 川内ウォーターQueen・キングについては、新市に移行後、速やかに調整する。

9．観光関係団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。

10．宿泊施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、宿泊施設の統合検討委員会、運営協議会の設置については、合併時に、新たに制度等を制定する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 16号 資料

商工・観光関係事業の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

商工業・企業誘致港振興・観光イベント・宿泊施設関係の事業について検討する。
関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

各種事務事業については、各地域の実情を尊重しながら、新市全体の均衡が保てるよう、一体性の確保、負担の公平性等の観点から調整を行い提案する。

3. 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- (1) 商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。
補助金については現行制度を尊重し調整するものとする。
- (2) 商店街や商工業者にかかる助成制度については、篠山町の例による。
- (3) 地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。
- (4) 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。
同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。

山梨県南アルプス市（平成15年4月1日 新設合併）

商工観光事業（各種イベント等）の取扱い

基本的には現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化すべきものについては新市において調整する。

商工業・観光振興の取扱い

商工業・観光振興の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 商工会については一本化を図り、新市全域にかかる統合組織を設置する。
- (2) 合併後速やかに新市の観光協会を設置し、観光振興の強化を図る。
- (3) 小規模企業者の貸付資金については現行制度を維持することとし、勤労者に対する

貸付資金については、白根町の例により新市全域を対象とする。

- (4) 商工業振興にかかる継続中の事業は新市に引き継ぐ。また、新市の商工業振興計画を策定し統一的な振興を図る。

岐阜県飛騨4町村合併協議会（平成16年2月1日目標 新設合併）

- (1) 商工観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業の統合・再編を進め、事業の振興を図る。
- (2) 観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年以内を目処に民営化を図る。なお、廃止統合を含め、健全経営への取り組みを継続して行う。

4. 今後の協議スケジュール

- 平成15年11月13日 各市町村協議回答
平成15年11月20日 （幹事会一次協議）
平成15年12月18日 （幹事会二次協議）
平成15年12月24日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-16 商工・観光関係事業			【商工会議所及び商工会】	産業経済部会 商工業・運輸分科会
調整方針(案)	商工業振興事業については、新市に移行後も継続して実施する。各商工団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	川内商工会議所、 高城商工会	樋脇町商工会	入来町商工会	東郷町商工会	祁答院町商工会
目的	市内(高城地区を除く)商工業者の振興のために市長が必要と認める事業を実施することを目的とする。 高城地区商工業者の振興のために市長が必要と認める事業を実施することを目的とする。	商工業の総合的な改善発展を図り、併せて社会一般の福祉の増進と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	商工・観光の振興を図るため商工・観光関係団体が行う事業に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動。	「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動。
事業内容	・指導事業 ・小規模指導事業 ・倒産防止対策事業 ・指導事業 ・小規模指導事業 ・倒産防止対策事業 ・後継者対策事業	・経営改善普及事業 ・情報化対策事業 ・市比野温泉杯サッカー大会事業 ・特産品振興事業 ・地域振興活性化事業 ・商品券事業	地域の総合経済団体として、経営基盤の強化を柱とする経営改善普及事業をはじめ地域振興活性化を目的とした日の丸地区の地域興し温泉場商店街整備推進、後継者対策の一環とする職場体験学修をはじめ、地域と一体となった各種イベント福祉事業等行政・各関係機関との連携のもと推進する。	・経営改善普及事業 ・経営・税務対策事業 ・総合振興事業 ・労働対策事業 ・商業・工業振興事業 ・青年部・女性部対策事業 ・金融対策事業 ・福利厚生事業	・経営改善普及事業 ・経営・税務対策事業 ・総合振興事業 ・労働対策事業 ・商業・工業振興事業 ・青年部・女性部対策事業 ・金融対策事業 ・福利厚生事業
組織	会頭、副会頭3名、専務理事1名、常議員26名、監事3名 会長、副会長2名、理事10名、監事2名	会長1名 副会長2名 理事9名 監事2名 事務局長1名 経営指導員2名 補助員1名 記帳専任職員1名 記帳指導員1名 会員248名(平成13年度末)	会員179名 役員:18名 会長1名、副会長2名、理事13名、監事2名 計18名 事務局:5名 局長、経営指導員、補助員、記帳専任職員、記帳指導職員	会長1名・副会長1名・理事11名・監事2名 会員数128名・総商工業者178名 専務局長1名 経営指導員1名・補助員1名・記帳専任職員1名	会長1名・副会長2名・理事9名・監事2名 会員数113名・総商工業者146名 経営指導員1名・補助員1名・記帳専任職員1名
分野名	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	課題・問題点
名称	里村商工会	上飯村商工会	下飯村商工会	鹿島村商工会	・商工会の調整が必要になってくる。公共的団体のため調整が難しいが、何らかの形で整理統合できるような検討が必要ではないか。 ・イベント等については、それぞれの地域商店街等の活性化に繋がるため、継続していきたい。
目的	地域の経済団体として、小規模企業者の経営指導と地域商工業の振興を推進するとともに、社会一般の福祉の増進に寄与する。	「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動。	「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動。	本商工会は、地区内における商工業者の総合的な改善発達を図りあわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	
事業内容	・経営改善普及事業 ・商業・工業振興事業 ・経営・税務対策事業 ・青年部・女性部対策事業 ・福利厚生事業 (主な活動内容) 1 総会・定例会 2 村内清掃 3 夏祭り事業 4 朝市 5 地区青年部夏期大学 6 鹿児島県青年部主張大会 7 パソコン・税務講習会 8 串木野市との交流会 9 花いっぱい運動 10 鹿児島県青年部合同研修会 11 市町村合併討論会 12 その他	・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業・工業振興事業 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業 ・労働対策事業 ・青年部・女性部対策事業 ・福利厚生事業	・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業・工業振興事業 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業 ・労働対策事業 ・青年部・女性部対策事業 ・福利厚生事業	1・商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行う。 2・商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供する。 3・商工業に関する調査研究を行う。 4・商工業に関する講習会又は講演会を開催する。 5・展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行う。 6・商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用する。 7・商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し建議する。 8・行政庁等の諮問に応じて、答申する。 9・社会一般の福祉の増進に資する事業を行う。 10・商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を処理すること。 11・全各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行う。	
組織	1 会員数:110名 2 役員数:会長1名、副会長1名、理事10名、監事2名 3 事務局:経営指導員1名・補助員1名 記帳専任職員1名	会長1名・副会長1名・理事7名・監事2名・会員数96名 総商工業者104名 [事務局構成 3名] 経営指導員1名・補助員1名・記帳専任職員1名	・会長1名、副会長1名、理事11名、監事2名 ・会員数119名、総商工業者166名 【事務局構成 3名】 ・経営指導員1名・補助員1名・記帳専任職員1名	【組織役員】 会長1名、副会長1名、監事2名、理事6名、会員数17名	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業		【ふるさと大使】	産業経済部会 商工業・運輸分科会
調整方針（案）	・ふるさと大使に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐこととし、新市において調整する。			
分野名	川内市	その他町村	課題・問題点	
名称	薩摩国川内大使	該当なし	川内市で制度を設けている。	
目的	本市を広く全国に紹介し、本市特産品の活用や観光振興等に資するため、大使制度を設置した。			
大使の種類及び人数	河童特派委員 16人 夢の語部 8人 大綱大将 9人 みずのまち 12人 可愛山大使 18人 計 63人			
選任	各種団体の長や役員、国から本市への出向者、国の出先機関の長、民間事業所、学識経験者、文化・芸能・スポーツ等で活躍する本市ゆかりの者等の中から選び、市長が委嘱する。			
任期	大使の任期は、5年とし再任を妨げない。但し、大使本人から辞退の申し出があった場合は、この限りでない。また、市長は特別の事由がある時は大使を解任することができる。			
活動等	大使は、それぞれの居住地や職場等において本市を広く紹介するとともに本市特産品の普及宣伝や観光振興に努め、かつ本市のまちづくりへの提言や企業誘致など市政発展の情報提供を行う。			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業				【企業誘致助成措置】	産業経済部会 企業誘致・港振興分科会
調整方針(案)	・企業誘致助成措置に関するについては、合併時に、新たに制度等を制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	東郷町	祁答院町	その他町村	
名称	川内市企業立地促進条例に関する補助金	樋脇町企業誘致促進補助金	東郷町企業誘致促進に関する補助金	祁答院町企業誘致促進助成金	立地企業に対する補助、助成制度は有していないが、入来町(入来町産業開発促進条例)、里村(里村工業開発促進条例)ではそれぞれの条例に基づく立地企業の固定資産の課税免除を実施している。	
目的	本市内において工業生産施設等の新設、増設又は移転をしようとするものに対し、助成措置を行う。	本町内に生産施設の建設のために、用地取得及び造成工事等を行ったものに対して補助を行う。	東郷町内に工場建設を目的として用地取得及び造成工事を行ったものに対して補助を行う。	祁答院町内に工場建設を目的として用地取得及び造成工事を行ったものに対して助成を行う。		
交付要件	1.用地取得費補助 ・施設工場用地を取得し、工場生産施設等を新設・増設または、移転し3年以内に操業を開始し、新規雇用10人以上で投下固定資産総額2,300万円を超える場合。 ・工業生産施設については、3,000㎡以上の用地取得。 ・情報サービス施設については500㎡以上の用地取得。 ・観光施設については、投下固定資産総額5億円を超える場合について補助を行う。 2.新規雇用奨励金 ・新規雇用者の就労に当たり奨励金を支払う。 新規雇用者*20万円(障害者は30万円) 雇用者により限度額	・製造業で、町と立地協定書を締結していること。 ・10人以上の雇用者があること。 ・工場用地の面積が1,500㎡以上であること。	・工場建設のため用地取得面積が1,500㎡以上 ・操業開始時に10人以上の雇用があること ・町と立地協定を締結すること	・用地取得後3年以内の操業開始 ・固定資産取得価格 1,000万円以上 ・新規地元雇用者5人以上 ・法律その他の法令に違反していないこと		
交付対象経費	当該工場用地取得(造成工事費含む)	当該工場用地取得(造成工事費含む)	当該工場用地取得費(造成工事費含む)	当該工場用地取得費(造成工事費含む)	課題・問題点	
交付額	(用地費+造成費)*補助率 補助率は3/10以内。	交付対象経費の10分の3以内(実質25%で予算措置運用)	交付対象経費の10分の2以内	交付対象経費の10分の3以内(実質25%で予算措置運用)	条例・規則、補助金交付要綱等により交付要件(工場用地取得、造成、雇用人数)、交付額(上限額、奨励金)が決定されている。 新市での偏りのない、全体的な企業の立地を目指すために補助の額等の調整が必要である。 過疎地域の指定など、地域性にあった補助制度を制定するべきである。 新市へ移行する時点では条例等の整備は終了しているべきではないか。	
交付金限度額	・10人以上20人未満の場合 3,000万円 ・20人以上30人未満の場合 5,000万円 ・30人以上の場合 1億円	雇用者10人以上20人未満 2,000万円 雇用者20人以上 2,500万円	2,000万円	3,000万円		
交付時期		操業開始後	操業開始後	操業開始後		
その他 (固定資産課税免、奨励金)	工業開発等促進条例により、2,500万円以上の生産設備の新増設を行なった場合、3年間の固定資産の課税免除又は奨励金の交付を行う。	過疎地域産業開発促進条例による3年間の固定資産の課税免除を行う。	過疎地域産業開発促進条例による3年間の固定資産の課税免除又は奨励金の交付を行う。	過疎地域産業開発促進条例による3年間の固定資産の課税免除を行う。		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業				【観光イベント事業】	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・観光イベント事業については、新市に移行後も当然の間現行のとおりとし、随時調整する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
イベント名	<ul style="list-style-type: none"> 川内川花火大会(8月) 川内大綱引(9月) がらっばどん祭(11月)[平成15年度] 川内はんやまつり(11月) 御狩場マラソン大会(11月) 新幹線開業関係イベント(調整中) きやんせびるさとフェスタ(調整中) 	<ul style="list-style-type: none"> 丸山桜マラソン大会(4月) 市比野温泉杯サッカー大会(7～8月) 市比野温泉サマーフェスティバル(8月) 遊湯館記念イベント(12月) 市比野温泉「湯の市」(毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> いいきファミリーハイキング(4月) 入来パラグライダーフェスティバル(7月) 平成15年度から休止 温泉まつり(7、8月) 平成14年度から休止 八重山高原星物語(8月) 入来町夏まつり(8月) 野外映画祭(ふくろう館長のいいき星空映画館)(10月) フレンドリーカップゴルフ(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> とうごう天神梅マラソン大会(1月) 東郷町夏まつり納涼大会(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> 梅マラソン大会(2月) 蘭牟田池納涼花火大会(8月) 中高年登山大会(11月) むらおこしカップ市町村対抗女子駅伝大会(12月) 	
分野名	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	課題・問題点	
イベント名	<ul style="list-style-type: none"> 里村夏まつり(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> 上飯夏祭り(7月) 飯大明神マラソン大会(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 竜宮伝説フェスタ(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> うみねこまつり(4月) 港まつり(8月) 若者交流「体験！発見！鹿島村」(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施団体が実行委員会等で全て実施(自治体の関与なし)している事業もあるが、自治体で実施している例も有り、実行委員会等の強化が必要と考える。しかしながら、合併時において、実行委員会等にすべて移管することは難しいと考えるので、支所等にもそのような組織体制(観光部門等)が必要と考える。 イベントは、各自治体の地域に根付いたもので尊重する必要があり、現行のまま新市に引き継ぐ必要があると考える。 今後は実行委員会組織等の強化を図り、体制づくりをして事務の移管を進める必要があると考える。 新市に移行後将来においては、特定地域に偏ることなく新市のイベントとして何がふさわしいのか補助額等を含め総体的に検討する必要があると考える。 	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業			【観光施設維持管理】	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・観光施設の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
施設名称	せんだい宇宙館 西方海水浴場 唐浜キャン普海水浴場 寺山いこいの広場	道の駅観光拠点施設「遊湯館」	愛宕ビスタパーク 鉄道記念館と八風公園 向山自然公園	藤川天神「臥竜梅」 梅つつみ等及び桜管理 東郷温泉ゆつたり館多目的広場維持管理 とうごう五色親水公園	蘭牟田池県立自然公園 世界一郷水車・竜仙館
管理方法	川内市民まちづくり公社へ委託 西方海水浴場振興会へ補助金 川内市民まちづくり公社へ委託 川内市民まちづくり公社へ委託	(株)遊湯館と管理委託契約	～ 業者委託	東郷町観光協会 シルバー人材センター 町維持管理 シルバー人材センター	ア.町作業班、イ.シルバー人材センター委託、 ウ.森林組合への委託 ア.作業班、職員
管理内容	施設の維持管理 休憩所・シャワー・トイレ・駐車場等 休憩所・シャワー・トイレ・常設テント等 施設の維持管理	直売所棟・便所棟・駐車場等	～ 草払い等	清掃委託 川内川梅づつみ及び県道路傍梅管理 芝生広場、樹木等の維持管理 バンガロー等管理	一周道路、サイクリングロード、キャンプ場、公園、外 輪山登山コース 世界一郷水車、水路、池、竜仙館
実績 (平成13年度)	21,931千円、 1,620千円、 4,897千円	5,000千円	3,548千円、 1,218千円、 2,415千円	745千円、 479千円、 千円、 7,920千円	ア.7,050千円、ウ.2,005千円 4,500千円
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点
施設名称	長目の浜展望所 市の浦キャンプ・海水浴場	上甌村県民自然レクリエーション村 観光センターながめ はまゆう園 田之尻展望所・中川原展望所・帽子山展望所他 長崎鼻遊歩道 梶原源太の墓等	観音三滝公園・前の平展望所・手打海水浴施設・芦 浜海水浴施設 観音三滝キャンプ場・片野浦キャンプ場・芦浜キャン プ場 尾岳遊歩道・壁立遊歩道・観音三滝公園・貴船観音 公園・釣掛崎自然公園・灯台・手打ふれあい広場・薩摩 半島眺望の丘・しんきろうの丘・経塚遊歩道・松島展望 所・ふれあいの森 釣掛崎自然公園公衆便所・多目的広場公衆便所・ 手打ふれあい広場公衆便所・手打港待合所公衆便所・ 小泊公園公衆便所	離島住民生活センター 花瀬緑地公園 健康交流公園 島ノ鼻山展望所 ヘリポート公園 閣落展望所 八尻展望所 多目的広場 百合草原閣落 ふれあいパークかしま 夜萩丸山公園	<海水浴施設> ・管理の方法に格差がある。 ・職員が交替で管理にあたっている海岸有り。事故 等の管理責任に問題がある。 ・各市町村にあるキャンプ場等を含めて総合的な 管理公社等を設置するか、委託等を考える必要が ある。 ・委託に変更すると、管理費用が高くなるので現行 の補助金のままで新市に引き継ぐ海岸有り。 <キャンプ場> ・管理の方法に格差がある。 ・職員が交替で管理にあたっているバンガロー有 り。事故等の管理責任に問題がある。 ・各市町村にある海岸管理等を含めて総合的な管 理公社等を設置するか、委託等を考える必要があ る。
管理方法	里村観光協会に委託	村管理 上甌村観光協会へ委託 上甌村シルバー人材センターへ委託	各公民館・女性会 シルバー人材センターへ委託 個人 個人	～ 村管理	
管理内容	展望所・トイレ キャンプ場・管理棟・バンガロー・テニスコート等	バンガロー、ゴーカート、海水浴場施設管理 観光センター維持管理 キャンプ場・トイレ・シャワー室管理 草刈・剪定の管理 展望所の清掃及び維持管理	展望所・トイレ・公園 キャンプ場 草刈・剪定・施肥・消毒の管理委託 トイレの清掃及び維持管理	施設の維持管理、海水浴場・遊具(トイレの清 掃及び草刈) 遊具(トイレの清掃及び草刈) 展 望所(草刈及び野焼き) ヘリポート(草刈) 展望 台(草刈) 展望台(草刈) (トイレの清掃及び草 刈) 草刈 トイレの清掃及草刈リ・浄化槽管理委 託 草刈	
実績 (平成13年度)	0千円、 830千円	7,470千円、 675千円、 36千円、 328千 円、 47千円、 66千円	公園・展望所 月20千円、海水浴施設 72千円 月136千円 年額1,800千円 50千円	207千円、 199千円、 1,113千円、 107 千円、 100千円、 100千円、 168千円、 6 6,528千円、 430千円、 312千円 0千円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業		【観光船管理運営】	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・観光船の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。			
分野名	里村	上甌村	下甌村	その他市町村 該当なし
船名	きんしゅう (水中展望船 定員50名、17トン)	観光船かのか (定員26名、15トン)	おとひめ (定員26名、17トン)	課題・問題点 ・甌島においては、海は観光の目玉でもあり今後も運行を続ける必要がある。 ・新幹線開業に伴い甌島観光ルートをおおいにPRし、観光客誘致を行い利用者増に努める必要がある。
目的	里村の恵まれた自然や資源を活用し、観光及びレクリエーションの場を提供することにより、村の活性化を図る。	甌島の恵まれた海洋性自然環境を観光し、村の活性化を図るため観光船を置く。	下甌村の恵まれた海洋性自然環境を観光及びレクリエーションの場として活用し、村の活性化を図る為、観光船を置く。	
停泊港	里港	上甌村 中甌漁港	下甌村 手打港	
事業主体	里村、(株)産業振興公社への管理委託	上甌村	下甌村	
運行内容	1 運航期間:通年 2 所要時間及び料金 ・Aコース40分(大人1,500円 小人750円) ・Bコース60分(大人2,000円 小人1,000円) 割引について 身体障害者及び精神薄弱者:5割引 団体(15名以上から)一般:1割引 学生:大人3割引 小児1割引 大人は中学生以上,小児は小学生以下。 3 出航時間 9:30~,14:00~の2回 随時運航あり。 4 運休日 船舶の定期検査期間。	・毎年4月~10月までは中甌港を起点とし、西海岸コース・東海岸コース観光遊覧コースを実施する。 ・西海岸コース 大人1回2,000円・小人1回1,000円 ・東海岸コース 大人1回1,000円・小人1回500円 ・身体障害者(介護者含む) 上記金額の5割引 ・団体(15名以上) 上記金額の1割引	・毎年7月から9月までは観光遊覧コースを実施する。手打港を起点として、下甌村の東海岸、西海岸を遊覧する。 ・定置網コースは、手打港を起点として定置網漁業を観光する。 ・スクーバダイビングコースとは、観光船を使用してスクーバダイビングを行う。 ・船釣りコースとは、観光船を使用して船釣りをし、遊覧等を行うコースをいう。 ・遊覧コース 大人1人 2,000円・小児1人 1,000円 ・スクーバダイビングコース タンク1本 2,000円 ・船釣りコース 近海 1回 30,000円 ・遠海 1回 50,000円 ・身体障害者(介護者含む) 上記金額の5割引 ・出航時間 9:30~(90分),14:00~(90分)の2回	
その他		[緊急時の運行] 観光船かのかは緊急時はその目的以外に使用する。		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業				【観光協会】	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・観光協会の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
名称	川内観光協会	樋脇町観光協会	入来町観光協会	東郷町観光協会	祁答院町観光協会	
目的	歴史と文化と人とのふれあい観光せんだいの創造を目指して、県・市・会議所等と密接に連携して必要な事業を行い、会員と共に魅力ある協会運営を図り観光行事及び観光案内・宣伝等に資する。	会員相互の連絡協調のもとに観光資源の保存開発並びに観光事業の普及啓発を図り、本町産業経済の振興と文化向上の実をあげることを目的とする。	観光思想の普及徹底、町内観光資源の調査研究並びに観光客の誘致、観光施設の建設並びに整備改善とその促進等その他。	会員相互の連絡協調のもとに観光資源の保存開発並びに観光事業の普及啓発を図り、本町の観光の振興と文化向上の実をあげることを目的とする。	会員相互の連絡、協調のもとに町内観光資源の開発並びに観光事業の推進を図る。本町産業経済の振興と文化向上の実績を目的とする。	
内容	県・市・商工会議所等と連携した事業の開催、観光案内・観光振興を行う。 又、会員の観光に対する意識高揚もはかり、川内観光地化を模索する。	地域活性化並びに住民福祉の向上のため、観光振興推進事業を行う。	理事会月1回、全体会2回、行政懇談会、入来町夏まつり、北さつま物産展、鉄道記念館公園ライトアップ、観光用パネルの作成	・会員研修・交流事業・景観づくり啓発事業・観光客誘致(観光地・農家との連携)・観光案内、PR・キャンペーン活動推進事業・西郷隆盛愛犬ツン銅像清掃	・観光思想の普及・観光資源の調査研究並びに開発・観光事業各種団体及び機関との連絡提携・観光施設の広報宣伝・観光客の誘致対策並びに接遇研修・観光物産の調査研究並びに生産指導・土産品等の販売及び鞆・夏祭り納涼花火大会等観光事業の実施	
会員数	会員:約270名(平成14年度) (会員・特別会員)	会員:130名 役員:19名	会員:56名	会員:88名	1号会員(正会員)11名 2号会員(正会員)78名 賛助会員 90名	
会費	1口:2,000円	1人2,000円	1人2,000円	年 2,000円	1号会員(正会員)10,000円以上 2号会員(正会員)2,000円以上 賛助会員 1,000円	
事務局体制	事務局職員2名(内1人は、事務局長)	樋脇町観光協会の事務局を経済課内に設置する。	入来町観光協会の事務局を企画開発課内に設置する。	東郷町観光協会の事務局を経済課内に設置する。	・会長・副会長2名・理事12名・監事2名・事務局企画開発課	
分野名	里村	上甌村	下甌村・鹿島村		課題・問題点	
名称	里村観光協会	上甌村観光協会	該当なし			
目的	村及び観光事業関係者相互の連絡協調のもとに、里村における観光資源の保存開発及び健全な発展を図るため、必要な事業を行い、会員の経済活動を促進するとともに、里村の産業の発展に寄与する。	村の観光振興及び地域振興に寄与している村観光協会の運営の助成。			・市町村によって、運営補助・事業・イベント等の補助と額に違いがある。 ・新市に移行後には、観光協会の改編を検討していく必要がある。 ・観光協会のメニュー事業の一つである。 ・事務局を役場に置いている町村がある。合併後は、自主運営の必要がある。 ・新市に移行後、ひとつの観光協会となる必要があるが、現在の状況では、早急な合併は難しいようである。新市に移行後、調整をする間、連絡協議会等の設立をするか、各市町村協会を支部として捉えて合併を進めるか、検討・考慮する必要がある。	
内容	観光資源の調査研究及び開発・観光に結びつく各種産業の調査及び連絡協調・観光施設の充実改善・観光地・観光コース等の選定及び整備促進・観光地の紹介宣伝及び観光客の誘致案内・観光に関する印刷物の刊行・観光事業従事者の教養訓練・島民に対する観光に関する認識の向上及び普及・観光に関係を持つ各種団体との連絡協調。	協会運営費に対する助成及び委託業務のほか、より一層充実した観光案内、またテレホンカード・名刺台紙等作製販売を行ない本村を紹介し、多くの観光客の誘致に努める。				
会員数	平成14年度会員数:51名	会員:55名				
会費	一律:2,000円	年会費1,500円				
事務局体制	里村役場経済課 事務局長:経済課長, 事務職員:産業振興係	上甌村役場企画課				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業		[ウォーターQueen・キング]	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・川内ウォーターQueen・キングについては、新市に移行後、速やかに調整する。			
分野名	川内市	その他町村	課題・問題点	
名称	川内観光協会	該当なし	川内ウォーターQueen・キング 1市だけの実施であるが、新市に移行後は、新市の範囲内での代表選考が必要である。	
目的	川内市の紹介、観光宣伝、団体等の開催する行事に出務するQueen・キングの出務等の運営にあたる。			
内容	応募・運営及び出務等の運営全般			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業				【観光関係団体】	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針（案）	・観光関係団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
名称	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 川内市旅館組合 川内高城温泉振興会 九州観光都市連盟 鹿児島県14市観光連絡会議	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島観光所在町村協議会 九州・沖縄道の駅	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島観光所在町村協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島県キャンプ協会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島観光所在町村協議会 鹿児島県キャンプ協会 観光振興推進協議会	
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	
名称	(社)鹿児島観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 鹿児島県キャンプ協会 甌島観光協会	(社)鹿児島観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 鹿児島県キャンプ協会 甌島観光協会	(社)鹿児島観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 鹿児島県キャンプ協会 甌島観光協会	(社)鹿児島観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 甌島観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館組合については、新市において新しい旅館組合を設立して、関係者・機関の連携の拡大・誘客の活性化を図る必要がある。 ・地域性のある独立国は、地域振興に係る部分であり必要と考える。 ・スポーツ合宿誘致対策の受入団体との調整及び組合の組織の改編を考慮する必要がある。 	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-16 商工・観光関係事業			〔宿泊施設〕	産業経済部会 宿泊施設分科会
調整方針(案)	・宿泊施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、宿泊施設の統合検討委員会、運営協議会の設置については、合併時に、新たに制度等を制定する。				
分野名	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村
名称	きんかんの里ふれあい館	東郷温泉ゆったり館	財団法人鹿児島勤労者いこいの村	里村交流センター「甌島館」	観光研修複合施設「すのさき荘」
位置	入来町浦之名5264-7	薩摩郡東郷町斧淵1940番地1	祁答院町蘭牟田1806	里村里1619番地15	上甌村中甌 313番地の1
設置団体	入来町	株式会社東郷温泉ゆったり館	雇用能力開発機構	里村,里村漁業協同組合,里村商工会,里村観光協会	上甌村
設立	平成9年4月1日	平成14年2月18日	昭和53年10月1日	平成7年12月8日	昭和58年7月1日
資本金		1億円	出資金	43,000,000円	
役員構成	ふれあいの里営農組合(理事13名・監事2名)	・代表取締役 森園正堂・取締役 和田 国昭(助役)・取締役 知敷憲一郎(総務課長)・監査 中村昌弘	・理事長(県商工観光労働部長)・副理事(町長)・理事6名・監事2人	代表取締役1名,取締役4名,監査役2名	
施設の内容	和室・交流室・レストラン・特産品販売所等、客室3室、最大宿泊数32名	温泉施設 大浴場2、宿泊施設 最大39名宿泊可	鉄筋コンクリート造り、地下1階地上4階宿泊客室24室	温泉施設:大浴場2(男・女) 宿泊施設:部屋数39,最大宿泊数82名 会議室:大1室,中1室,小2室	鉄筋コンクリート2階建、宿泊客室11室
運営協議会の状況				運営については、株式会社甌産業振興公社に委託している。	村は観光協会と委託契約して、又、観光協会は個人と委託契約で運営管理を行なっている。
分野名	下甌村	その他市町村		課題・問題点	
名称	下甌村離島体験宿泊施設竜宮の郷	該当なし		1 名称及び位置 ・各市町村で経営体の状況等に相違があり現段階での統合の調整は困難である。合併後に検討委員会を設けてじっくり検討する必要がある。 ・現在の名称で、長い間営業をしており名称は定着している。利用者に対しても、名称の変更は避けるべきと考える。	
位置	下甌村手打2040番地			2. 施設の運営協議 ・既存の協議会については、役職員(メンバー)等の見直しをする必要があるが、基本的にはそのまま引き継ぐ。 ・経営方針については、各施設とも統一性を持って運営していく必要があるため、経営方針等の協議をする会議を速やかに立ち上げる必要がある。 ・現在ある、それぞれの施設に於いての会議(取締役会)等の構成員や連絡調整機能を確立する必要があると考える。 ・各施設で運営形態が異なるので、各施設ごとの運営協議会等も必要であるが、全施設による運営協議会等を設置する必要がある。	
設置団体	下甌村				
設立	平成5年9月1日				
資本金					
役員構成					
施設の内容	鉄筋コンクリート2階建、宿泊客室13室				
運営協議会の状況	規則で定めるもののほか、竜宮の郷の運営管理について必要な事項は支配人が村長の承認を得て別に定める。				

提案第34号

建設関係事業について

合併協定項目23-17号「建設関係事業」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

建設関係事業について

- 1 市町村道については、現行のまま新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併時に、川内市の例により調整する。
- 2 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぎ、今後の建設計画については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 都市計画区域や地域地区、都市施設等の都市計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、都市計画審議会については、新市において新たに設置する。
- 4 都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープランは、現行のまま新市に引き継ぎ、市町村マスタープランは、新市に移行後、速やかに調整する。
- 5 土地区画整理事業の今後の調査・計画等については、新市に移行後、速やかに調整する。

平成 年 月 日 確認

建設関係事業について

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 建設・住宅・都市計画等に関する事業・制度について検討する。
- (2) 関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

道路や住宅、都市計画等の建設関係事業について、事務事業一元化調整方針の協議の原則に沿った内容で提案する。

3 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成13年1月21日新設合併）

都市計画マスタープラン策定事業に関すること
新市において、新たに策定する。
緑の基本計画策定事業に関すること
新市において、新たに策定する。
住宅マスタープランに関すること
新市において、新たに策定する。
地域高齢者住宅計画に関すること
新市において、新たに策定する。
老人アパート（高齢者住宅）に関すること
新市に移行後、制度の統一を図り実施する。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）

- (1) 都市計画事業の取扱い
都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。
各種計画は、合併後速やかに策定する。
- (2) 道路事業の取扱い
道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。
- (3) 河川事業の取扱い
河川事業については、新市においても引き続き整備を推進するとともに、適切な管理に努めるものとする。
- (4) 住宅事業の取扱い
住宅事業については、新市においても住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めるものとする。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

建設関係

- (1) 町道、港湾関係については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、路線区分については新市で調整するものとする。
- (2) 町道・橋梁・港湾工事に係る費用については、全額新市の負担とする。
- (3) 建設関係事業については、新市の建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。
- (4) 道路占用料及び路面復旧費については、香川県に準じるものとするが、橋梁維持管理条例は廃止する。

都市計画関係

- (1) 都市計画区域については、現行のとおり引継ぐものとする。
- (2) 都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。
- (3) 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- (4) 宅地等開発指導要綱については、新市において新たに制定する。

住宅関係

- (1) 一般公営住宅の家賃については、現行のとおりとする。なお、係数については、新市において決定する。
- (2) 改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）

都市計画・建設事業

(1) 市町道等の管理等

- ① 市町道等の管理等について
市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。
- ② 市町道認定基準について
2市の認定基準を基本に、新たに制度等を制定する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。
- ③ 認定外道路指定基準について
徳山市の例により調整する。
- ④ 生活道路等について
徳山市の例により調整する。ただし、鹿野町的生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行どおりとする。

(2) 都市計画区域及び用途地域

新市移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

道路法（昭和27年法律第180号）

（道路の種類）

第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 1 高速自動車国道
- 2 一般国道
- 3 都道府県道
- 4 市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の認定をすることができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
- 5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

- 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 都市計画の目標
 - (2) 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
 - (3) 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- 3 都市計画区域について定められる都市計画（第十一条第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外都市施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を得て定められた当該市町村の建設に関する基本構想及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(市町村都市計画審議会)

第77条の2 この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村都市計画審議会を置くことができる。

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)

(公営住宅の供給)

第3条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

5 今後の協議スケジュール

平成15年11月13日	各市町村協議回答
平成15年11月20日	(幹事会一次協議)
平成15年12月18日	(幹事会二次協議)
平成15年12月24日	協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-17 各種事務事業取り扱い(建設関係事業)						専門部会・分科会名	建設専門部会 土木分科会			
調整方針	市町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併時に、川内市の例により調整する。										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計	
市町村道の現況 (平成14年4月1日現在)											
路線数(本)	1,441	231	204	149	224	62	65	40	59	2,475	
一級	43	6	4	5	8	3	2	7	3	81	
二級	60	17	13	13	9	6	2	13	2	135	
その他	1,338	208	187	131	207	53	61	20	54	2,259	
実延長(m)	797,607	156,525	148,793	104,763	162,896	35,765	24,996	52,284	15,763	1,499,392	
一級	76,405	10,746	15,380	9,255	22,695	4,434	3,766	26,604	2,596	171,881	
二級	88,279	31,471	37,686	23,903	15,510	5,009	1,608	12,131	1,262	216,859	
その他	632,923	114,308	95,727	71,605	124,691	26,322	19,622	13,549	11,905	1,110,652	
改良済延長(m)	365,976	109,140	71,601	68,799	93,373	30,998	20,139	28,604	4,393	793,023	
改良率(%)	45.9	69.7	48.1	65.7	57.3	86.7	80.6	54.7	27.9	52.9	
舗装延長(m)	705,535	146,965	140,336	98,232	144,952	33,999	21,980	52,112	12,565	1,356,676	
舗装率(%)	88.5	93.9	94.3	93.8	89.0	95.1	87.9	99.7	79.7	90.5	
認定基準	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り		
・認定路線の基準	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で市長が必要と認めるもの	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で町長が必要と認めるもの	(1)入来町の区域内にある道路 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)集落を相互に連絡する道路 (6)その他町長が必要と認めた道路	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で町長が必要と認めるもの	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で町長が必要と認めるもの	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落及び県道と主要公益的施設を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落内を通り、生活のために利用する道路 (5)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	
・既存道路の構造等	原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例として12%以下) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること	原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例あり) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること		原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例として12%以下) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること	原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例として12%以下) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること		・延長、幅員等の基準は設けていないが、幅員は3m以上が目安				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)				専門部会・分科会名		建設専門部会 建築住宅分科会			
調整方針		公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぎ、今後の建設計画については、新市に移行後、速やかに調整する。									
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
公営住宅の設置状況(平成15年4月1日現在)											
公営住宅	目的	国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸しすることにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。									
	基準等	公営住宅法、各市町村の条例で規定									
	家賃等	500円～49,400円	2,700円～36,800円	2,500円～40,800円	2,900円～28,000円	1,700円～26,300円	5,400円～21,700円	5,400円～28,000円	7,600円～17,400円	9,500円～21,100円	
	敷金等	家賃の3か月分	家賃の3か月分	家賃の3か月分	家賃の3か月分	家賃の3か月分	条例上は家賃の3か月分だが徴収していない	条例上は家賃の3か月分だが徴収していない	家賃の3か月分	条例上は家賃の3か月分だが徴収していない	
	団地数	42	13	15	13	7	6	6	15	3	120
	戸数	1,362	149	191	176	93	39	51	94	41	2,196
特定公共賃貸住宅	目的	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与する。									
	基準等			特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第6条及び7条に準じる		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第1条第3号に規定する所得					
	家賃等			40,000円		19,000円～22,000円					
	敷金等			家賃の3か月分		家賃の3か月分					
	団地数			1		6					7
	戸数			2		35					37
一般住宅等	住宅区分名		一般住宅		一般住宅	一般住宅	村民住宅	ふるさと住宅	単身者向住宅	村民住宅	
	目的		公営住宅法により整備した公営住宅以外の町営住宅のうち、高齢者等向町営住宅以外の住宅		国の補助を受けて建設した住宅以外の町営住宅	町内外の企業、地場産業等に就労する後継者等の生活安定及び地域の活性化を図るための住宅	村民の住居の需要に資するための住宅	住居に困窮する者に対して賃貸する住宅	定住人口の増嵩に資するための住宅	村民の住居の需要に資するための住宅	
	基準等		町内居住の連帯保証人がある者 町税を滞納していない者 高齢者以外		所得制限により公営住宅へ入居出来ない者の入居	町内外の企業等に就労する後継者等同居が必修	村内に居住又は勤務場所を有する者	村内に住所を有する者	満40歳未満 村内に勤務	村内に居住又は勤務場所を有する者	
	家賃等		10,000円～30,000円		18,000円～40,000円	19,000円～21,000円	22,000円～27,000円	10,000円～27,000円	16,000円	12,000円～23,000円	
	敷金等		家賃の3か月分		なし	家賃の3か月分	なし	なし	家賃の3か月分	なし	
	団地数		4		6	15	4	4	1	3	37
	戸数		9		12	36	15	13	9	11	105

協定項目		23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)				専門部会・分科会名		建設専門部会 建築住宅分科会			
調整方針											
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
一般住宅等	住宅区分名		高齢者等向町営住宅		まちづくり促進住宅	独身者住宅		賃貸借住宅 (NTT住宅)	漁業従事アイターン 者用住宅		
	目的		公営住宅法により整備した公営住宅以外の町営住宅のうち、一般住宅以外の住宅		町内外の企業、地場産業等に就労する者等の生活安定及び地域の活性化を図るための住宅	企業の育成、労働者の生活安定及び社会福祉の増進を図るための住宅		村が建物賃貸借契約に基づき管理する賃貸借住宅	漁業体験教室等に参加し、定住するアイターン者の生活安定及び地域の活性化を図るための住宅		
	基準等		満65歳以上の高齢者又は「寡婦、身障者町内居住の連帯保証人がある者町税を滞納していない者		世帯向け住宅は同居が必修 独身者向け住宅は満35歳未満で、入居期間は7年以内	町内企業に勤務する独身者		村内に住所を有する者	村が実施する漁業体験教室に参加したアイターン者 漁業に従事するためにアイターンしたもので、本村に定住する者		
	家賃等		15,000円		世帯向け 50,000円 独身者向け 30,000円	13,000円		15,000円、 32,500円	6,000円～ 8,000円		
	敷金等		家賃の3か月分		家賃の3か月分	家賃の3か月分		なし	なし		
	団地数		2		1	1		1	3		8
	戸数		4		10	20		4	7		45
一般住宅等	住宅区分名							老人向住宅	一般住宅		
	目的							老人の心身の健康の保持及び生活の安定を図ることを目的とした住宅	村内に住所を有する者		
	基準等							上甌村営住宅使用料徴収条例の規定による	行政財産として建物賃貸借契約を締結している。		
	家賃等							5,400円	19,000円		
	敷金等							なし	なし		
	団地数							1	1		2
	戸数							6	1		7
総戸数		1,362	162	193	198	184	54	74	111	52	2,390
平成15年度に建築中の戸数		<公営住宅> ハイタウン平佐住宅(既存) 2棟8戸		<公営住宅> 愛宕住宅(既存)1棟4戸		<特公賃> 大村住宅(既存)1棟4戸	<一般住宅> 中樋地区1棟4戸 (公営住宅1戸廃止予定)			<一般住宅> 奥園单身住宅(特定離島振興住宅)1棟2戸	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)		専門部会・分科会名	建設専門部会・都市計画分科会
調整方針	都市計画区域や地域地区、都市施設等の都市計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画審議会については、新市において新たに設置する。			
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村
都市計画審議会 都市計画に関する事項を調査審議するための機関 (参考:都市計画の定義) 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画	【川内市都市計画審議会条例】 1 組織:10名(任期4年) 学識経験のある者:3名 市議会の議員:5名 関係行政機関又は県の職員:1名 その他市長が必要と認める者:1名 2 報酬(職員は除く) 委員 4,700円 費用弁償 0~590円	【樋脇町都市計画審議会条例】 1 組織:9名(任期2年) 学識経験のある者:4名 町議会の議員:4名 町住民の代表:1名 2 報酬 委員 5,700円 費用弁償 1,100円	【入来都市計画審議会条例】 1 組織:10名(任期2年) 学識経験のある者:3名 町議会の議員:4名 県の職員:1名 町住民の代表:2名 2 報酬(職員は除く) 会長 6,300円,委員 6,200円 費用弁償 950円	都市計画区域なし
都市計画の概要 【都市計画区域】 指定年月日 最終決定年月日 都市計画区域面積 都市計画区域内人口 区域区分(線引き)の有無 用途地域面積(全12種類) D/D面積 その他の地域地区の有無	S9.5.22 S60.5.15 10,050ha 65,218人(H12国勢調査) 無 1,329ha(11種類) A = 630ha 川内臨港地区(12.3ha)	S25.2.21 H4.11.2 3,173ha 7,200人 無 無 無	S25.2.21 S44.4.20 570ha 3,003人(H12国勢調査) 無 80ha(6種類) 無 伝統的建造物群保存地区(19.2ha)	
【主な都市施設】 ・都市計画道路 ・都市計画公園 ・公共下水道 ・都市下水路	32路線:計画延長48.2Km 街区公園(14箇所,計画面積 4.5ha) 近隣公園(3箇所,計画面積 7.1ha) 地区公園(1箇所,計画面積 4.8ha) 総合公園(1箇所,計画面積99.1ha) 運動公園(1箇所,計画面積48.9ha) 計画処理区域:494ha,計画処理人口:18.3千人 4下水路:計画延長6.8km	1路線:計画延長0.5km 街区公園(2箇所,計画面積 0.9ha) 近隣公園(2箇所,計画面積 4.5ha) 無 無	5路線:計画延長5.3km 無 無 無	
【市街地開発事業】 ・土地区画整理事業	施行済地区:7地区(A=278.2ha) 施行中地区:2地区(A= 84.9ha) 計363.1ha,施行中:天辰第一地区,川内駅周辺地区	無	施行済地区: 無 施行中地区:1地区(A= 14.8ha) 施行中:温泉場地区	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)		専門部会・分科会名	建設専門部会・都市計画分科会
調整方針	都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープランは、現行のとおり新市に引き継ぎ、市町村マスタープランは、新市に移行後、速やかに調整する。			
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村
都市計画区域マスタープラン				該当なし
都市計画基礎調査実施年	H13年度	H7年度	H5年度	
策定予定年月(都市計画決定)	H16.3(予定)	H16.3(予定)	H16.3(予定)	
市町村マスタープラン				
策定年月(予定)	H16.3(予定)	無	H16.3(予定)	
住民参加手法	ワークショップ開催(計6回)		まちづくり委員会(計6回)	
地域別構想(地域割り数)	都市計画区域内8地域別		5地域別	
策定内容(目次案)	1本市の現況とまちづくりの課題 (1)本市の位置づけ (2)本市の現況 (3)住民意向調査における本市のかかえる課題 (4)都市づくりの課題(まとめ) 2全体構想 (1)まちづくりの目標 (2)まちづくりの部門別方針 3地域別構想 (1)地域区分について (2)地域カルテ (3)地域別都市づくり構想 4都市計画マスタープランの実現に向けて		1都市計画マスタープランの概要 2入来町の現況 3上位関連計画の整理 4都市づくりに向けての課題の整理 5都市づくりの基本方針(全体構想) 6部門別計画(全体構想) 7地域づくりの方針(地域別構想) (1)地域特性 (2)地域づくりの課題整理 (3)地域の目指すべき方向性 (4)地域の整備方針 8実現化の方策 9資料編	
(策定趣旨) 住民の意見を反映させながら都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施策の計画等をきめ細かく総合的に定めることを目的とする。				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)		専門部会・分科会名	建設専門部会・区画整理分科会
調整方針	土地区画整理事業の今後の調査・計画等については、新市に移行後、速やかに調整する。 ・新市財政計画と整合を図りつつ、計画的に事業推進していくことを基本に調整を進める。			
項目	川内市	入来町	樋脇町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村	
土地区画整理事業の概要			土地区画整理事業なし	
地区名	川内駅周辺地区	温泉場地区		
目的	本地区は、川内地方拠点都市地域の拠点地区に指定されており、九州新幹線鹿児島ルートの中川内駅建設を契機に道路、公園等の公共施設整備を行い、交通結節及び商業機能を持つ良好で機能的な市街地の形成を目的とする。	本地区は、入来町の中心市街地で歴史ある温泉街であるが、都市施設の改善が遅れ居住環境の悪化が進行し本町の重要な課題となっている。 そこで、道路、公園等の公共施設の整備と同時に地区内を流れる一級河川・釣尾川の整備を行い、安全で快適なまちづくりを目指し、計画的な市街化を誘導し健全な市街地の造成を図ることを本事業の目的とする。		
内容	川内駅周辺地区のうち、現在、駅東側の一部である9.5haを平成15年度から平成19年度の施行期間として実施している。 なお、この区域は、新幹線関連事業により、先行して事業化する必要があった。	温泉場地区、24.5haのうち、現在、第一工区として14.8haを平成12年度から平成23年度の施行期間として実施している。 なお、全区域を同時に施行すると多額の事業費を要することからこの区域を先行して事業化したものである。		
地区名	天辰地区			
目的	本地区は、平成5年に地方拠点都市地域の指定を受けた、本市の核となるべき地区であり、骨格を形成する都市計画道路の新設、一級河川・川内川の拡幅整備とともに区画道路、公園等の都市基盤整備を行い、機能的で居住環境良好な新市街地の造成を目的とする。			
内容	天辰地区、約180haのうち、現在、第一地区として75.4haを平成9年度から平成25年度までの施行期間として実施している。 なお、全地区を同時に施行すると事業期間が著しく長期に及ぶことから、この区域を先行して事業化したものである。			

学校教育事業について

合併協定項目 23-19 号「学校教育事業」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日 提出

川薩地区法定合併協議会

会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

学校教育事業について

- 1 関係市町村内にある小学校、中学校及び幼稚園の設置及び廃止については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 通学区域については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 3 遠距離通学費助成、通学バス運行業務及び特認校制度については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 4 学校給食については、次のとおりとする。
 - (1) 学校給食施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (2) 給食会計については、合併時に私会計に統一する。
 - (3) 給食費、食材の購入方法及び給食の配送については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 幼稚園については、次のとおりとする。
 - (1) 入園料
川内市は当分の間現行のとおりとし、その他の町村は東郷町の例により合併時に調整する。その後、随時調整する。
 - (2) 幼稚園使用料
新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (3) 就園援助
合併時に川内市の例により調整する。
 - (4) 保育
定員、学級数、受け入れ年齢、保育時間及び預かり保育の実施は、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 6 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、平成 17 年度当初を目途に調整する。
- 7 奨学金支給事業については、平成 17 年度当初を目途に新たに制度等を制定する。なお、現在支給を受けている生徒・学生及び平成 16 年度中に支給対象者となるものについては現行のとおりとする。

平成 年 月 日 確認

学校教育事業について

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 教育総務及び学校教育に関する事業・制度について検討する。
- (2) 関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

学校教育事業においては、教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図る観点から、事務事業一元化調整方針の協議の原則に沿った内容で提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- ・ 学校教育関係補助、助成及び奨学金制度については、新町においても実施することとし、内容については、合併時に調整する。ただし、遠距離通学助成は現行のとおりとし、新町において調整する。
- ・ 通学区域については、現行のとおりとする。

東京都西東京市（平成13年1月21日 新設合併）

- ・ 教育委員会表彰に関すること
新市に移行後、速やかに制度化を図る
- ・ 通学区域に関すること
当面、現行のままとするが、市境の地域については、弾力的運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに小・中学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。
- ・ 児童・生徒の就学援助等に関すること
国、都制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、準要保護関係については、田無市の例により調整する。
- ・ 学校給食に関すること
小学校給食の実施方法については、当面、現行のまま継続するが、新市において、速やかに基本的な方針を定める。中学校牛乳給食については、過去の経緯等に配慮しつつ今後調整する。
- ・ 児童・生徒の健康管理に関すること
合併後も現行の内容を継続して実施する。
- ・ 就学時健康診断に関すること
合併後も現行の内容を継続して実施する。
- ・ 学校施設開放に関すること
合併後も現行の内容を継続して実施する。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。

香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）

- ・ 小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い
当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。
- ・ 幼稚園
 - ① 授業料及び入園料は、現行のとおりとする。
 - ② 保育時間は、新市において統一して実施する。
 - ③ 給食は、現行のとおりとする。
 - ④ 入園資格、定員及び学級数は、当面現行のとおりとする。ただし、新市において検討を行う。
 - ⑤ 授業料等減免及び私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。
- ・ 各種委員会等
心身障害児就学指導委員会及び遠距離通学者等対策委員会は、新市において新たに設置する。
- ・ 学校給食の取扱い
 - ① 施設等
当面現行のとおりとする。ただし、新市において施設、給食費等の検討を行う。
 - ② 運営委員会
新市において、新たに設置する。
- ・ その他事業
奨学金については、水準の高い町の例により実施する。なお、奨学金の額は、次のとおりとする。・・・略・・・

4 参考法令等（条文等抜粋）

学校教育法（昭和22年法律第26号）

〔学校の設置者〕

第2条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

②・③ 略

〔設置基準〕

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

〔設置廃止等の認可〕

第4条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校…略…のほか、学校…略…の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

(1) 略

(2) 市町村の設置する…略…幼稚園 都道府県の教育委員会

(3) 略

②～⑤ 略

学校給食法（昭和29年法律第160号）

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の任務）

第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

（2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設）

第5条の2 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（次条において「共同調理場」という。）を設けることができる。

5 . 今後の協議スケジュール

平成15年11月13日 各市町村協議回答
平成15年11月20日 (幹事会一次協議)
平成15年12月18日 (幹事会二次協議)
平成15年12月24日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-19 各種事務事業の取り扱い(学校教育事業)										【学校の設置及び廃止】				教育部会 教育総務・給食分科会			
調整方針(案)		現行のまま新市に引き継ぐ。																	
川内市																			
学校名	所在地番	設置年度	校舎		体育館		プール 水面積 ㎡	屋外運動場 面積 ㎡	校地 面積 ㎡	学校名	所在地番	設置年度	校舎		体育館		プール 水面積 ㎡	屋外運動場 面積 ㎡	校地 面積 ㎡
			建築年度	面積 ㎡	建築年度	面積 ㎡							建築年度	面積 ㎡	建築年度	面積 ㎡			
龜山小学校	宮内町1680	M5	S40-H11	4,623	S48	697	480	8,282	22,107	陽成小学校	陽成町4630	M18	S49-S59	1,384	S55	532	238	3,176	12,652
可愛小学校	御陵下町4-30	S26	S41-H12	5,681	H2	1,048	525	7,455	20,621	湯田小学校	湯田町4422	M11	S41-H13	1,463	H6	600	400	3,457	10,367
川内小学校	向田町1425	M11	S34-H11	4,369	S44	595	500	5,742	21,254	西方小学校	西方町3331-1	M3	S39-H9	1,169	H10	600	238	4,179	9,070
隈之城小学校	隈之城町1392-1	M7	S37-S63	5,901	S63	1,048	525	7,995	21,669	川内北中学校	花木町17-60	S22	S36-H11	6,513	S56	1,202	400	10,269	25,075
平佐西小学校	平佐町2193	M5	S30-H12	6,144	S46	719	525	4,885	18,416	川内南中学校	平佐町985	S35	S36-H11	6,110	H7	1,222	400	19,593	45,579
平佐東小学校	中村町7401	M3	S33-H8	1,746	S47	494	390	4,078	11,296	水引中学校	水引町7602-1	S22	S55-H13	2,340	H8	830	400	5,910	20,617
水引小学校	水引町5349-1	M6	S37-H2	2,515	S48	508	400	5,281	14,993	高江中学校	高江町654-1	S22	S41-H12	1,834	S53	629	350	5,120	10,622
永利小学校	百次町959	M6	S35-H14	3,342	S48	478	400	7,327	27,282	高城西中学校	湯田町4321	S22	S57-H6	1,886	S46	510	400	6,751	13,942
峰山小学校	高江町526-1	M2	S44-H6	1,886	S48	434	400	4,274	11,734	川内中央中学校	平佐町5000	S57	S57-H2	7,201	S57	1,446	400	26,324	60,603
寄田小学校	寄田町253	M13	S53-H1	1,034	H12	600	238	3,148	8,357	平成中学校	城上町610	H3	H2-H8	2,923	H3	830	400	11,160	30,043
滄浪小学校	久見崎町158	M9	S41-H3	655	S63	564	238	2,066	6,627	八幡幼稚園	田海町3683-1	S47	H6	313				378	1,553
八幡小学校	田海町3683-1	M13	S36-S60	1,486	H4	797	400	4,068	12,010	陽成幼稚園	陽成町4623-1	S47	H4	180				400	1,723
育英小学校	中郷三丁目147	M3	S38-H13	2,336	S53	532	400	9,605	18,970	湯田幼稚園	湯田町4422	S48	H12	134				206	602
高来小学校	高城町1326	M2	S35-S60	1,452	S47	378	400	5,865	11,805	寄田幼稚園	寄田町253	S49	H2	123				441	1,173
城上小学校	城上町4525-1	M12	S52-S63	1,742	H9	797	238	4,205	10,686	城上幼稚園	城上町4387	S49	H8-H9	182				419	840
吉川小学校	城上町7080-1	M23	S53-H7	1,073	H8	600	238	3,108	9,450	龜山幼稚園	五代町635	S54	S62-H7	732				3,054	4,661

提案第36号

コミュニティ施策の取扱いについて

合併協定項目23-20号「コミュニティ施策の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

コミュニティ施策の取扱いについて	
1	地区コミュニティ協議会の設立及び活動にあたっては、積極的に支援を行う。
2	市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後速やかに調整する。
3	行政嘱託員・連絡員については、新市に移行後速やかに調整する。
4	地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
5	基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。
6	NPO及びボランティア活動に関することについては、基本的な活動方針を含め新市移行後、速やかに調整する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 20号資料

コミュニティ施策の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

まちづくりは市民一人ひとりが主役であり、新しいまちづくりに市民が積極的に参加する環境をつくるには、幅広いコミュニティ施策の推進を図る必要がある。

2 提案の理由

コミュニティ活動への積極的な支援と市民のボランティア活動への参画を推進するためのコミュニティ施策への取扱いについて、調整方針を提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

岐阜県東濃西部合併協議会（平成17年3月目標 新設合併）

新市において、住民との協働のまちづくり及び安心して暮らせるまちづくりを引き続き推進するため、次のとおりとする。

- 1 自治組織については、3市1町の自治会等の実情を尊重しながら、合併時に統一できるように調整に努め、引き続き充実を図る。
- 2 地域まちづくり組織と市民活動団体等の支援については、引き続き支援を図る。

岡山県邑久郡合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

- 1 自治会・コミュニティ組織は、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において、審議会等を設置し、統一に向けた検討を行う。
- 2 コミュニティ推進助成事業は、自治活動、コミュニティ活動がより活発に推進できるよう、合併時に要綱を制定し、実施する。
- 3 集会所、放送施設助成事業は、長船町の例をもとに合併時に要綱を制定し、実施する。

岐阜県海津郡3町合併協議会（平成16年3月29日目標 新設合併）

- 1 自治組織を含め、依頼業務、財政的支援等について、合併時にできる限り統一し、新市に引き継ぐ。

愛媛県新居浜市・別子山村合併協議会（平成15年4月1日 編入合併）

- 1 コミュニティ事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管理委託している団体に貸付するものとし、貸付料については、合併以降3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとする。

4 今後の協議スケジュール

- 平成15年11月13日 各市町村協議回答
平成15年11月20日 （幹事会一次協議）
平成15年12月18日 （幹事会二次協議）
平成15年12月24日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-20 コミュニティ施策の取扱い				
調整方針案	新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年以内程度)				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
市民への文書配布等	<p>1.目的 ・行政と各公民会等との緊密な連絡・連携を図るため、各公民会長に委嘱</p> <p>2.委託内容 地区行政連絡員(公民会長)・・・339人(委嘱業務) ・住民に対する市の公用文書の配布及び市の報告文書の取次ぎ ・市からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底 ・公民会加入者の確認(業務遂行関係書類) ・公民会加入世帯索引名簿・公民会加入世帯名簿(公民大会時に年1回電算出力により配布) ・公民会区域内移動者連絡表(転入・転出・転居者、公民会加入・脱退者等を毎月1日付けで電算出力により配布)</p> <p>3.対象 ・公民会文書 公民会加入者(公民会未加入者については、広報紙については市公共施設や事業所にラック設置を行い対応。その他個人宛の文書は郵送)</p> <p>4.委託料等 ・無報酬(ただし、各公民会に対し、公民会文書配布手数料の意味合いをもった公民会補助金をH14年度 68,812,650円支出) (事務事業：行政嘱託員・連絡員と重複)</p>	<p>1.目的 ・行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内92集落に自治公民館長を設置</p> <p>2.委託内容 ・行政からの配布物の配布及び調査物等の回収への協力(月3回)</p> <p>3.対象 (1)依頼先・・・町内92集落自治公民館長 (2)公民会加入・未加入者への配布方法・・・公民会加入者への配布は毎月5、15、25日に集荷し、各公民館長が公民館加入者へは配布、公民会未加入者については郵送による配布のみ</p> <p>4.委託料等(報償) 平等割 年51,600円 戸数割 年3,600円 平成14年度予算 計14,468,000円</p>	<p>1.目的 ・行政と各公民会の連絡・連携を図るために町内71公民会に公民会長を設置</p> <p>2.委託内容 ・行政からの配布物の配布及び調査物等の回収への協力(月3回)</p> <p>3.対象 (1)依頼先・・・町内71公民会長 (2)公民会加入・未加入者への配布方法 公民会加入者への配布は毎月5、15、25日に集荷し、各公民会長が公民会加入者へは配布、公民会未加入者については郵送による配布。</p> <p>4.委託料 公民会長委託料 平等割 年45,900円 戸数割、距離割は各校民会によって異なる。 公民会活動助成金 各公民会の過去5年間の助成金の平均を当年度助成金額としている。 すべて費目は委託料。 平成14年度予算 計15,815,000円</p>	<p>1.目的 各集落における自治振興をはかるために町内43の集落に自治公民館長を設置</p> <p>2.委託内容等 公民館文書の配布、各種調査の依頼、各地区要望等のとりまとめ等</p> <p>3.対象 毎週木曜日の公文書の配布・回覧 公民館未加入者については、役場で直轄扱いとし郵送する(原則全員加入を)</p> <p>4.委託料 自治公民館長報酬 10.615千円(H14年度)</p>	<p>1.目的 自治公民館の振興を図るため。</p> <p>2.委託内容等 自治公民館文書の配布、各種調査依頼及び取りまとめ、その他各種施設の設置要望を町に申請。</p> <p>3.対象 自治公民館加入者については自治公民館長を通じ全世帯配布。未加入者については配布していない。(文書の内容によっては郵送している。)</p> <p>4.委託料等 委託料は支出していないが、文書の配布手数料的な意味合いを持った振興補助金を支出している。 公民館割 49,200円(年額) 実行班割 38,900円(年額) 戸数割 3,900円(年額) 平成14年度実績 13,046,600円</p>
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	<p>【目的】 ・行政と村民との緊密な連絡・連携を図るため、連絡員として各小組長及び副小組長に委嘱</p> <p>【内容】 行政連絡員(小組長・副小組長)・・・57人(委嘱業務) ・住民に対する村の公用文書の配布及び村の報告文書の取次ぎ ・村からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底</p> <p>【対象】 ・全村民</p> <p>【委嘱料】 連絡員 19人×年額 31,900円 副連絡員 38人×年額 22,100円 総額 年/1,445,900円</p>	<p>(組織) 上甌村内7自治体で構成(常会22地区) 自治会長会はなし(自治会長事業) 自治公民館長研修 年2回(教育委員会管轄) 各地区要望は各自治公民館から総務課に提出 各課で検討及び実施</p>	<p>【目的】 住民の自治組織との連携を密にし、行政の民主的かつ効率的な運営を図る為、役場連絡員及び駐在員を設置。 役場連絡員の下に駐在員を置く(47駐在区)</p> <p>【内容】 役場から駐在員まで職員が配達または郵送(駐在員) 1.広報等配布 毎月1回、随時 2.各種調査依頼・回収及び募金等集金など</p> <p>【対象】 ・全世帯</p> <p>【委託料】 報酬として支払 H13実績 駐在員：戸数×350円/月</p>	<p>【目的】 村を7区に分け行政各事業への協力及び行政文書配布、回収等</p> <p>【委託内容】 行政各事業への協力 行政文書の配布及び回収(納税通知等含む)</p> <p>【対象】 各区全戸</p> <p>【委託料】 報酬として一律月額33000円</p>	<p>・市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後速やかに調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-20 コミュニティ施策の取扱い				
調整方針案	新市に移行後速やかに調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
行政連絡員・連絡員	<p>1 目的 行政と各公民会並びに各地域との緊密な連絡・連携を図るため各公民会長に地区行政連絡員を各校区公民会連絡協議会長に校区公民会連絡協議会長に校区行政連絡員を、地域との連携を図るために、以前支所のあった地域の校区公民館主事に川内市行政連絡員を委嘱。</p> <p>2 内容 地区行政連絡員(公民会長)・・・339人 (委嘱業務) ・住民に対する市の公用文書の配布及び市の報告文書の取次ぎ ・市からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底 ・公民会加入者の確認(業務遂行関係書類) ・公民会加入世帯索引名簿・公民会加入世帯名簿(公民大会時に年1回電算出力により配布) ・公民会区域移動者連絡表(転入・転出・転居者、公民会加入・脱退者等を毎月1日付で電算出力により配布)(報酬) 無報酬 校区行政連絡員(校区公連会長)・・・19人(各小学校区) (委嘱業務) ・市からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底 無報酬 川内市行政連絡員・・・校区公民館主事12人 19小学校区中、平佐東、水引、永利、峰山、寄田、滄浪、八幡、城上、吉川、陽成、湯田、西方 (委嘱業務) 住民票、戸籍抄本、戸籍謄本、年金現況届の交付申請及び各課への事務連絡 (報酬) 無報酬</p>	<p>1 目的 行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内92集落公民館長を行政連絡員として委嘱している</p> <p>2 内容 (1)委嘱対象 町内92公民館長 (2)委嘱業務 公文書の配布及び回収物等(各種団体の会費も含む)の回収業務 (3)報酬 平等割 年51,600円 戸数割 年3,600円 平成14年度予算 計14,468,000円</p>	<p>1 目的 行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内68集落公民館長を連絡調査事務員として委嘱している</p> <p>2 内容 (1)委嘱対象 町内71公民館長 (2)委嘱業務 公文書の配布及び回収物等(各種団体の会費も含む)の回収業務 (3)報酬 平等割 年45,900円 戸数割 距離割は各公民会によって異なる。</p> <p>3 入来町での名称 連絡調査事務員</p>	<p>1 目的 行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内43集落公民館長を行政連絡調査事務員として委嘱している</p> <p>2 内容 (1)委嘱対象 町内43公民館長 (2)委嘱業務 公文書の配布及び回収物等(各種団体の会費も含む)の回収業務他 (3)報酬 均等割+戸数割+農家戸数割で交付 平成14年度予算 計10,628,200円</p>	<p>1 目的 行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内32集落公民館長を行政連絡調査事務員として委嘱している</p> <p>2 内容 (1)委嘱対象 町内32公民館長 (2)委嘱業務 公文書の配布及び回収物等(各種団体の会費も含む)の回収業務他 (3)委託料等 運営補助金として支出している 公民館割 49,200円 実行班割 38,900円 戸数割 3,900円</p>
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	<p>【目的】 ・行政と村民との緊密な連絡・連携を図るため、連絡員として各小組合長及び副小組合長に委嘱</p> <p>【内容】 行政連絡員(小組合長・副小組合長)・・・57人 (委嘱業務) ・住民に対する村の公用文書の配布及び村の報告文書の取次ぎ ・村からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底</p> <p>【対象】 ・全村民</p> <p>【委託料】 連絡員 19人×年額 31,900円 副連絡員 38人×年額 22,100円 総額 年/1,445,900円</p>	<p>(目的及び設置) 村政の円滑を図り住民との連携、調和を密接にするため各大字ごとに駐在所長1名及び駐在員若干名を置く</p> <p>(任務) 駐在所長 ・村と当該地区との行政連絡及び調整 ・当該地区における駐在員の統括 ・当該地区における自主防災に関する事項</p> <p>・上記の他、当該地区に関連する事項で村長が依頼した事項 駐在員 ・公文書の各世帯への配布及び収集 ・上記のほか、各世帯への連絡事項及び各世帯からの徴収事務 等で村長が依頼した事項 (報酬) 駐在所長 7名×月額62,800円 駐在員 22名×月額18,700円</p>	<p>【目的】 住民の自治組織との連携を密にし、行政の民主的かつ効率的な運営を図る為、役場連絡員及び駐在員を設置 役場連絡員(区長)6名 役場連絡員の下に駐在員を置く(47駐在区)</p> <p>【内容】 1.村と当該地区との行政連絡及び調整 2.当該地区内における駐在員の統括 3.集会施設(地区公民館として使用)の使用料徴収 4.その他村長が依頼した事項(駐在員)</p> <p>1.広報等配布 毎週1回、随時 2.各種調査依頼・回収及び募金等集金など</p> <p>【対象】 ・全世帯</p> <p>【委託料】 報酬として支払 H13実績 役場連絡員:6,996,000円/年(6地区区分) 駐在員:戸数×350円/月</p>	<p>【目的】 村を7区に分け行政各事業への協力及び行政文書配布、回収等</p> <p>【委託内容】 行政各事業への協力 行政文書の配布及び回収(納税通知等含む)</p> <p>【対象】 各区全戸</p> <p>【委託料】 報酬として一律月額33000円</p>	<p>新市に移行後速やかに調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-20 コミュニティ施策の取扱い				
調整方針案	新市に移行後も当然の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年以内程度)				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
地区・校区公民館及び集会所の維持管理	<p>1 目的 個性ある地域づくりを推進するためのコミュニティ活動の地場の中核施設として整備</p> <p>2 概要 ・集会所数 25集会所中8集会所(校区公民館併設) 平佐東、龜山、水引、永利、育英、城上、吉川、湯田 ・集会所の管理 地元の公共の団体に管理委託。校区公民館併設のため、経常経費については、社会教育課で計上</p> <p>3 維持管理 ・集会所使用許可 あらかじめ市長の許可を受けて使用 ・集会所補修 施設の補修については、毎年11月に管理委託先の管理者から施設補修の要望をとり、市費で補修 ・集会所白蟻防除 平成13年度から年次的に防除(平成18年度まで) その後は、施設の塗装めりかえ必要 ・光熱水費 校区公民館併設のため、社会教育課で計上</p> <p>4 使用料 無料</p> <p>5 その他 該当なし</p> <p>集会所名称(校区公民館併設8) 平佐東集会所(320㎡) 水引集会所(528㎡) 湯田集会所(300㎡) 龜山集会所(303㎡) 永利集会所(418㎡) 城上集会所(330㎡) 吉川集会所(219㎡) 育英集会所(392㎡)</p> <p>【参考】 校区公民館(11) 隈之浦校区公民館 川内校区公民館 平佐西校区公民館 可受校区公民館 峰山校区公民館 湊浪校区公民館 寄田校区公民館 八幡校区公民館 高来校区公民館 揚成校区公民館 西方校区公民館</p>	<p>上之湯集会所 1 目的 町民の親睦及び健康維持増進 2 内容 3 維持管理 民間人に管理委託 4 使用料 月14,000円</p> <p>休養会館 1 目的 町民の親睦及び健康維持増進 2 内容 3 維持管理 民間人に管理委託 4 使用料 月42,300円</p> <p>地区公民館 (藤本、野下、温泉区公民館、市比野3区、市比野4区、市比野5・6区、塔之原1区、塔之原2区、塔之原3区、塔之原4区、塔之原5区、倉野) 1 目的 地域住民の社会教育活動及び発展を図るとともに福祉の向上に寄与 2 内容 3 維持管理 地区公民館に管理委託 4 使用料</p>	<p>1.目的 校区公民館の維持管理 2.内容 校区公民館数 5公民館(副田・清色・大馬越・朝陽・八重) 3.維持管理 公民館の管理 教育委員会が任命した分館長・分館主事が管理 公民館の修繕 随時(教育委員給が負担)平成14年度9,030,000円 4.使用料 無料(社会教育活動以外の使用には使用量を徴収) 5.その他</p>	<p>各校区公民館(5校区)は、国庫補助事業により建設 維持管理については各校区で管理。ただし大規模な改修については町費で対応している。 斧淵コミュニティセンター 南瀬コミュニティセンター 山田コミュニティセンター 鳥丸コミュニティセンター 藤川コミュニティセンター 管理は条例で各校区に委託 使用料については、各校区で徴収している</p>	<p>1 目的 住民の親睦と福祉の向上を図る 2 内容 黒木地区公民館(526㎡) 上手農村研修センター(503㎡) 大村交流館(418㎡) 轟研修センター(350㎡) 蘭牟田農村研修センター(506㎡) 3 維持管理費 維持管理費についてはすべて町費から支出している 4 使用料 徴収していない 5 その他 類似施設該当なし 集会所名称</p>
		<p>【目的】 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設置する。 【自治公民館の名称・内容】 ・園上自治公民館 施設の延べ床面積 86.94㎡ ・園中自治公民館 施設の延べ床面積 89.82㎡ ・園下自治公民館 施設の延べ床面積 117.52㎡ ・村西自治公民館 施設の延べ床面積 94.14㎡ ・村東自治公民館 施設の延べ床面積 82.62㎡</p> <p>【使用許可】 自治公民館を使用しようとする者は、あらかじめ、管理者(村長から管理の委託を受けた自治公民館長をいう。)の許可を受けなければならない。 【使用の条件】</p>	<p>【設置目的】 住民の生活全般の便宜を総合的に供することにより、住民が明るい生活を図るため、集会所を設置する。 【管理】 上甌村 【位置・名称】 位置 上甌村平良217番地1 上甌村平良生活館 上甌村小島1番地2 上甌村保健福祉館 上甌村中野911番地5 中野集会所 上甌村江石298番地3 江石集会所 上甌村瀬上827番地4 瀬上集会所 上甌村桑之浦149番地4 桑之浦住民センター</p> <p>【使用料】 9時～ 13時～ 9時～ 9時～ 13時 17時 17時 21時 日本間 300 300 500 450 ホール 500 500 1000 750 個人又は団体が祝賀会・興行等に使用する 場合 1日につき 4,000円 【維持管理費】 平成14年度 5,251,000円 うち委託料 1,754,000円</p>	<p>【目的】 地域住民の社会教育の実施、生活改善の推進、保健、福祉の増進並びに生活便益の確保等多目的な機能を有する総合的な施設としての住民の福祉及び生活環境の改善等を積極的に推進する。 【内容】 地域振興を図るため、集会所の維持管理を行う。 【対象施設】 ・長浜振興センター 484㎡ ・手打地区公民館 344㎡ ・内川内集会所 142㎡ ・青瀬児童館 397㎡ ・高齢者コミュニティセンター 338㎡ ・高齢者保健福祉館 330㎡ ・中央公民館 633㎡</p> <p>【維持管理費】 平成14年度 3,742,000円(光熱水費) うち委託料 0円 【使用料】150円/1時間 冷暖房装置使用381円/1時間を加算</p>	<p>鹿島村</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協 定 項 目	23-20 コミュニティ施策の取扱い				
調 整 方 針 案	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。(合併後3年以内程度)				
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
基礎自治集会所の維持管理	<p>1 目的 個性ある地域づくりを推進するためのコミュニティー活動の地域の中核施設として整備</p> <p>2 概要 ・集会所数 25集会所中17集会所 ・集会所の管理 地元の公共的団体に管理委託(公民会9,公民館5,消防後援会2,町民会1,校区公連会6,その他2)</p> <p>3 維持管理 ・集会所使用許可 あらかじめ市長の許可を受けて使用 ・集会所補修 施設の補修については、毎年11月に管理委託先の管理者から施設補修の要望をとり、市費で補修 ・集会所白蟻防除 平成13年度から年次的に防除(平成18年度まで) その後は、施設の塗装ぬりかえ必要 ・光熱水費 管理委託を受けた地元負担</p> <p>4 使用料 無料(地元で光熱水費等を支払っている集会所は地元以外の利用者からは、使用料を取っている。)</p> <p>5 その他 該当なし 集会所名称 平佐西集会所(289㎡) 向田集会所(245㎡) 大小路集会所(204㎡) 船間島集会所(98㎡) 京泊集会所(102㎡) 星原集会所(102㎡) 上野集会所(60㎡) 浜田集会所182㎡) 平島集会所(188㎡) 瀬津集会所(290㎡) 川底集会所(168㎡) 土川集会所(90㎡) 吉川集会所(219㎡) 池ノ段集会所(104㎡) 木場茶屋集会所(200㎡) 濁ノ浦集会所(132㎡) 宮里集会所(317㎡)</p>				
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
			<p>【目的】 地域住民の社会教育の実施,生活改善の推進,保健,福祉の増進並びに生活便益の確保等多目的な機能を有する総合的な施設としての住民の福祉及び生活環境の改善等を積極的に推進する。</p> <p>【内容】 地域振興を図るため,集会所の維持管理を行う。</p> <p>【対象施設】 ・芦浜生活館 169㎡ ・瀬尾地区集会所 165㎡ ・浜田地区集会所 139㎡ ・手打へき地保健福祉館 288㎡ ・子岳へき地保健福祉館 180㎡ ・住民生活センター 224㎡</p> <p>【維持管理費】 平成14年度 3,742,000円(光熱水費) うち委託料 0円</p> <p>【使用料】150円/1時間 冷暖房装置使用381円/1時間を加算</p>	<p>集会所建設(維持管理)事業</p> <p>【目的】 集会所の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>【内容】 地域振興を図るため,集会所の維持管理を行う。 集会所 86平方メートル 事務室他 80平方メートル 計166平方メートル</p> <p>【維持管理費】 50千円</p> <p>【使用料】 無料</p> <p>【対象施設】 ・鹿島村へき地保健福祉館(小牟田地区)</p>	<p>・新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協 定 項 目	23-20 コミュニティ施策の取扱い				
調 整 方 針 案	新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年以内程度)				
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
NPO及びボランティア活動に関すること	<p>1 目的 市民の豊かな心を醸成し、住みよいまちづくりを進める活動を支援するために、市民による支え合う地域づくり(ボランティア活動等)の環境づくりを進める。</p> <p>2 内容 (1)市民ボランティア活動支援に関わる次の基本方針策定を目指す。 ア 市民意識の醸成(気運づくり) イ ボランティアの育成(ひとづくり, 機会づくり) ウ 環境整備(条件づくり) エ 支援体制の整備(基盤・システムづくり) オ 災害時のボランティア活動(体制づくり) (2)NPO及びボランティア団体の組織化への支援 ・市内のNPO団体(2団体 特定非営利活動法人福祉サポート21)</p>		<p>1 目的 町民の豊かな心を醸成し、住みよいまちづくりを進める活動を支援するために、市民による支え合う地域づくり(ボランティア活動等)の環境づくりを進める。</p> <p>2 内容 (1)町民ボランティア活動支援に関わる次の基本方針策定を目指す。 ア 市民意識の醸成(気運づくり) イ ボランティアの育成(ひとづくり, 機会づくり) ウ 環境整備(条件づくり) エ 支援体制の整備(基盤・システムづくり) オ 災害時のボランティア活動(体制づくり) (2)NPO及びボランティア団体の組織化への支援 ・当町では特別に支援等は行っていないが、町内のNPO団体は、ネイチャリングプロジェクト(町内での活動は休止中)と、EJ鹿児島楽楽入来(法人格申請中)が活動。</p>		
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・検討事項 ・新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年以内程度)